

監査公表第 558 号

地方自治法第 199 条第 2 項の規定による監査を実施し、同条第 9 項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第 10 項に規定する意見を決定したので、次のとおり公表します。

平成 19 年 5 月 14 日

京都市監査委員職務執行者	青 木 善 男
同	久 保 省 二
京 都 市 監 査 委 員	江 草 哲 史
同	藤 井 昭

平成 18 年度行政監査公表

監 査 の 種 類 行政監査Ⅱ

監査の対象年度 平成 17 年度

監査の実施期間 平成 18 年 10 月から平成 19 年 5 月まで

監 査 の 方 法 関係帳簿、証書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を行い、必要なものについて実地調査を行った。

定期監査の対象とした局等の各 1 事務事業及び P F I 事業の 1 事業を対象に、行政監査Ⅱを実施した。

対象とした事務事業又は P F I 事業、監査の着眼点及び問題点については、以下のとおりである。

第 1 快適トイレのモデル導入（環境局）

1 事務事業の体系

京都市基本計画 第 2 章 華やぎのあるまち

第 2 節 活力あふれるまち

2 魅力ある観光を創造する

施 策	事 務 事 業		監査対象
	名 称	担当課	
観光客を温かくもてなすしくみづくり	観光案内標識充実整備	産業観光局観光部 観光企画課	
	観光案内標識の国際化整備事業	産業観光局観光部 観光企画課	
	京都市観光案内所運営	産業観光局観光部 観光振興課	
	嵐山観光案内所運営	産業観光局観光部 観光振興課	
	快適トイレのモデル導入	環境局事業部 まち美化推進課	○
	公衆便所整備	環境局事業部 まち美化推進課	

2 事務事業の概要

事務事業名	快適トイレのモデル導入	
全体計画	<p>「観光客を温かくもてなすしくみづくり」の施策を実現するための事務事業の一つとして、完全自動洗浄機能など優れた機能を持つ公衆トイレを「快適トイレ」としてモデル導入する。</p> <p>○ 主な機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷暖房機能 ・ BGM機能 ・ 便器、便座及び床面の完全自動洗浄 ・ 自動ドア式 	
平成17年度	当初予算	12,180,000円
	決 算	11,794,650円
平成17年度事業の概要	<p>快適トイレ2基の管理運営</p> <p>○ 設置場所 JR二条駅前広場(中京区西ノ京梅尾町)</p>	

	<p style="text-align: center;">阪急嵐山駅前（西京区嵐山西一川町）</p> <p>○ 料金（実費負担） 1回につき 100 円</p> <p style="text-align: center;">（基本 10 分，1 回に限り 10 分延長可能）</p>
平成 17 年度局運営方針での位置付け	<p>主要施策 4 市民，事業者と一体となったまちの美化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆便所の維持管理

3 監査の着眼点

- (1) 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。
- (2) 快適トイレに関する目標設定は，市民，観光客のニーズを踏まえて適切に行われているか。
- (3) 本格導入に係る効果の検証は，適切に行われているか。
- (4) モデル導入したトイレの管理運営は，能率的に行われているか。

4 問題点

(1) 概要

おおむね適正に執行されていたが，以下の事項について，意見として付すべき問題点があった。

ア 意見

- (ア) 市民，観光客のニーズを把握して，利用に関する目標を設定すべきもの
- (イ) 本格導入について，「観光客を温かくもてなすしくみづくり」に照らして検証すべきもの
- (ウ) 近接する既存の公衆トイレとの位置関係を周知し，利用するトイレを選択できる環境を整えるなど，利用啓発を工夫すべきもの

(2) 着眼点別分析

ア 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

(ア) 分析

a 敷地

- (a) JR二条駅前広場に設置している快適トイレについては，道路法上の道路に位置しており，道路占用許可及び道路使用許可の手続を適正に行っている。
- (b) 阪急嵐山駅前に設置している快適トイレについては，阪急電鉄株式

会社の土地を無償で借り受けているものであり、借受の決定、使用貸借契約の締結、区役所への通知及び不動産借受台帳への記録を適正に行っている。

b トイレ本体

(a) 賃貸借契約

トイレ本体は、リース業者から借り受けているものであり、また、土地の定着物として不動産とみなされ地方自治法に定める長期継続契約を締結することができることから、所有者であるリース業者と平成16年度から5年間の賃貸借契約を一般競争入札により締結している。

(b) 保守管理業務委託契約

所有者であるリース業者のみが構成機器及びその保守管理に関する知識を有しているという理由から、「京都市局長等専決規程等に規定する別に定める随意契約の範囲」に定める「法令の規定または著作権等により特定の者でなければ契約の内容を履行することができないもの」として、随意契約により1年ごとの保守管理業務委託契約を締結している。

c 料金の収入

快適トイレは、従来の公衆トイレに比べ自動洗浄機能など優れた機能を有することから、利用者から実費負担として1回につき100円の料金を徴収している。

徴収はトイレに備えるコイン投入機により行い、生活環境事務所の職員が料金を回収し収納している。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

イ 快適トイレに関する目標設定は、市民、観光客のニーズを踏まえて適切に行われているか。

(ア) 分析

a 政策評価における目標設定

本市の政策評価において、「観光客を温かくもてなすしくみづくり」、「京都をあげての観光振興の推進」の2施策に共通する「準指標」として「清潔で利用しやすい公衆便所の利用者数」が設けられ、快適トイレの年間利用者数の目標値を2基合計で4万人としている。

これは、維持管理経費を料金収入によって賄う観点からのみ設定しているものであり、平成 17 年度の利用者数は 28,704 人で達成度は 71.8 パーセントとなっている。

b 市民、観光客のニーズを踏まえた目標設定

モデル導入に当たっては、快適さを求める市民、観光客のニーズを把握し、それに照らした具体的な目標を設定することが必要である。

しかしながら、平成 18 年 3 月に環境局が策定した「公衆トイレ整備方針」では、快適トイレの導入についての条件として「利用ポテンシャルが高い地域」であることを定めているが、潜在的な需要の前提となる市民、観光客のニーズには触れていない。

また、快適トイレの設置場所は駅前等に限定され、案内表示等の利用啓発も十分でなく、その利用状況等から広く市民、観光客のニーズを判断することはできないが、市民、観光客によるモニタリングなどニーズを把握するための他の手法も検討されていない。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

快適トイレの本格導入に当たって、効果的で正確な検証を実施するためにも、トイレの安全性、清潔さ、有料とすることの是非等、幅広い観点から市民、観光客のニーズを把握し、これに基づき快適トイレの利用割合、利用者の満足度、幅広い利用層の確保などについて、具体的な目標を設定されたい。

ウ 本格導入に係る効果の検証は、適切に行われているか。

(ア) 分析

a 管理運営収支の検証

快適トイレの本格導入を検討するに当たって、毎年、管理運営の収支を検証している。

平成 17 年度の管理運営経費は 2 基合わせて 1,262 万円であり、内訳は表 1 のとおりである。一方、料金収入は 286 万円であり管理運営経費の 22.7 パーセントを賄っている。

また、管理運営経費から料金収入を差し引いた額（以下「本市負担額」

という。)は、1基当たり488万円となっており、従前からの公衆トイレに係る年間経費(30年間使用すると仮定した試算額)が1基当たり370万円程度であることと比較すると、料金収入を考慮しても快適トイレは割高となっている。

(表1) 快適トイレ管理運営経費(平成17年度決算額)

(単位:千円)

区 分	J R 二条駅前広場	阪急嵐山駅前	合 計
リ ー ス 料	4,284	4,284	8,568
維持管理経費	1,994	2,061	4,055
合 計	6,278	6,345	12,623

b 施策に照らした検証

快適トイレのモデル導入は、「観光客を温かくもてなすしくみづくり」という施策を実現するための事務事業の一つであり、本格導入に向けては、優れた機能を持つトイレを配置することが安全で快適な京都観光にどの程度寄与しているかについて、検証が必要である。

検証に当たっては、快適トイレを利用した市民、観光客による評価を継続的に把握し、分析するのが基本となるが、利用者の声による把握としては、平成16年度にアンケートを行っているのみである。

このアンケートについても、評価を聞く項目は、案内・表示及び料金のみであり、京都観光の利便性や京都のイメージに対する影響など、施策との関係での評価を分析できるものにはなっていない。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(i) 意見

a 快適トイレの本格導入に向けて、管理運営収支の検証は適切に行っている。

しかし、快適トイレのモデル導入は、本来、「観光客を温かくもてなすしくみづくり」という施策を実現するための事務事業の一つであることから、安全で快適な京都観光への寄与という観点からの検証が必要である。

については、料金等に対する評価にとどまらず、快適トイレが京都観光の利便性や京都のイメージの向上の面からどのように評価されているのかを継続的に把握、分析するなど、関係局とも連携し、観光客の誘致及び受入れの面から検証する取組を実施されたい。

- b モデル導入とはいえ、快適トイレは従前の公衆トイレよりも多くの経費を要していることから、快適トイレの利用を促進するとともに、少しでも市民、観光客のニーズの把握につながるよう、あらゆる機会を通じて、近接する既存の公衆トイレとの位置関係を周知し、利用するトイレを選択できる環境を整えるなど、利用啓発を工夫されたい。

エ モデル導入したトイレの管理運営は、能率的に行われているか。

(ア) 分析

リース業者との業務委託契約により、日常の保守管理に加え、緊急時についても非常用通報ボタンにより 24 時間対応を行うなど、委託業者が一次的な責任を持って保守管理を行っている。

また、様式を定めて日次点検報告書及び月次点検報告書の作成を委託業者に義務付けているほか、日ごとの利用者数の報告を求めるなど、適切に指導監督を実施している。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

第2 人間ドック事業（保健福祉局）

1 事務事業の体系

京都市立病院中期経営計画

4 経営計画

(2) 経営改善の取組

経営改善に関する計画項目	具体的取組（事務事業名）		監査対象
	名称	担当課等	
適正な収入確保の取組	医師、看護師等の確保・育成・定着	保健福祉局 保健衛生推進室 京都市立病院管理課	
	SPDシステムの導入 注	保健福祉局 保健衛生推進室	

		京都市立病院管理課	
	人間ドックの受診者の確保	保健福祉局 保健衛生推進室 京都市立病院医事課 及び健診センター	○
	患者負担金の未収対策	保健福祉局 保健衛生推進室 京都市立病院医事課	

注 SPDシステムとは、「Supply Processing & Distribution」の略語で、院内物流物品の管理供給一元化（補充，購入，検品，管理）のシステムを指し、在庫管理の適正化による過剰在庫等の防止，看護師の物品管理に係る労力削減，労力削減による本来業務の質向上等を目的とする。

2 事務事業の概要

事務事業名		人間ドック事業
全体計画		1 精度の高い個別健康診断によって，がん，脳血管障害，心臓病，肝臓病など生活習慣病の早期発見につとめる。 2 適切な生活指導を行って病気の予防につとめる。 3 健診者が満足できるサービス提供と環境を整備する。
平成17年度	当初予算 (税込み)	(収入) 123,900,000 円 (見込数 3,000 人)
	決算 (税込み)	(収入) 117,630,030 円 (実績数 2,780 人)
平成17年度事業の概要		○ 人間ドックの実施
平成17年度局運営方針での位置付け		Ⅲ 平成17年度当初予算の概要 (3) 公営企業会計（京都市立病院・京都市立京北病院）

3 監査の着眼点

- (1) 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。
- (2) 受診者が満足できるサービス提供はなされているか。

- (3) 職員の研修体制が確立しているか。
- (4) 受診者の確保に向けた努力はなされているか。
- (5) 健康診断結果等の情報管理は適切になされているか。
- (6) 組織体制が確立しているか。

4 問題点

(1) 概要

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点及び意見として付すべき問題点があった。

ア 監査の結果

中期経営計画の具体的な項目の一つとして掲げている「人間ドックの受診者の確保」について、速やかに具体的な行動計画を策定したうえで、体系的な取組を進めるべきもの

イ 意見

- (ア) 人間ドック受診者の要望等を把握し、人間ドック事業の運営に反映させるため、詳細な項目設定によるアンケート調査を実施するとともに、市民応対窓口サービス評価制度に基づくアンケート調査において改善意見が出されている所要時間について、改善に取り組むべきもの
- (イ) 人間ドックに従事する職員に対する研修の在り方を検討し、具体的な研修計画を策定し、体系的に研修を進めていく体制を構築すべきもの

(2) 着眼点別分析

ア 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

(ア) 分析

人間ドックについては、医療法、健康保険法及び国民健康保険法に基づき実施しているものであるが、事務の執行に当たり、法令等に抵触する事項はなかった。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

イ 受診者が満足できるサービス提供はなされているか。

(ア) 分析

人間ドックについては、民間病院をはじめとする他の人間ドック実施機関と競合する事業であり、サービスの充実を図っていかなければならないものである。

そこで、受診者からの要望、意見等の把握をどのように行っているか、そして、受診者が満足できるサービス提供がなされているかについて、検証を行った。

a 受診者から要望、意見等を把握し、事業運営に反映させていくシステムとしては、より高品質で満足度の高いサービスを提供するため、職場ごとで自律的、継続的に改革、改善を進める「プラス・アクション21」の取組として市民対応窓口サービス評価制度に基づき受診者からのアンケート調査が実施されていたが、人間ドックについて、検査の段階ごとに質問項目を設定するなど、より詳細な項目を設定した独自のアンケート調査は実施されていなかった。

また、平成16年度の市民対応窓口サービス評価制度に基づくアンケート調査の結果をみると、設定された5項目（対応の仕方、身だしなみ、説明の仕方、所要時間及び案内表示）のうち、所要時間の項目が最もポイントが低くなっており、平成18年度実施分においても同様の傾向である。

b 人間ドック受診者へのサービスの充実については、次のような取組を行っている。

(a) 受診当日に大部分の検査結果が得られることから、受診当日に内科医師から健診結果の説明を行うこととしている。

(b) 基本検査項目については、日本総合健診医学会が定めた優良総合施設認定のための手続要領に示される基準検査項目を基本として設定している。

(c) オプション検査項目については、早期がんの発見を目的として次のとおり、設定している。

- ・ PSA（前立腺特異抗原）検査
- ・ 乳房超音波検査
- ・ 乳房X線検査

(d) 健康診断終了後に、検査項目説明書及び基本健康診査活用ブックを配付することとしている。

(e) 受診者のプライバシー保護の観点から、健診センター入口のガラスドアにシールをちよう付し、外部から受診者が見えないようにすると

ともに、検査室及び診察室はすべて個室としている。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

人間ドック受診者の要望、意見等を的確に把握し、人間ドック事業の運営に反映させるため、人間ドックに関する詳細な項目設定によるアンケート調査を実施されたい。

また、市民応対窓口サービス評価制度に基づく受診者へのアンケート調査において改善すべきとの意見が出されている所要時間について、受診者の満足度を高めるよう改善に取り組まれない。

ウ 職員の研修体制が確立しているか。

(ア) 分析

人間ドックについては、効果的な研修の実施により、接遇をはじめとする受診者サービスの充実を図り、それを受診者の確保につなげていく必要があるため、具体的な計画に基づき、体系的に研修を進めていく体制を構築する必要がある。

さらに、健康診断に係る知識の習得及び他の人間ドック実施機関の動向の把握に努めるとともに、これらを人間ドックの実施に反映させていく必要があることから、人間ドックに係る学会等が実施する専門的な研修会への派遣を行う必要がある。

以上のことから、人間ドックに従事する職員に対する研修がどのように実施されているかについて検証を行った。

a 病院における内部研修については、人権月間、市民応対研修推進月間等における研修、新任職員を対象とした市民応対の向上を図るための接遇研修が実施されているが、人間ドックの事業の性格に対応した研修がどうあるべきかについての検討を行っていないため、人間ドックの従事職員に係る研修計画は策定されておらず、体系的に研修を進めていく体制も構築されていない。

b 人間ドックに係る学会等が実施する専門的な研修会への派遣については、人間ドックに従事する職員の日本総合健診医学会主催の研修会への派遣研修を実施している。(表2)

これらの研修会で得られた最新の知識、情報等は、健診センター業務委員会等において参加メンバーに伝えられることにより、人間ドック業務の運営に活用されている。

また、これらの研修は、日本総合健診医学会による優良施設認定の更新に必要とされていることから、これにも活用されている。

(表2) 平成15年度以降の日本総合健診医学会主催の研修会受講の状況

研修会名	実施日	受講者
精度管理研修会	平成15年7月	臨床検査科 臨床検査技師
TQM研修会 注	平成16年7月	医事課 事務職員
優良施設認定基準研修会	平成16年7月	健診センター 部長
健診情報処理研修会	平成16年8月	臨床検査科 技師長
精度管理研修会	平成17年7月	臨床検査科 臨床検査技師

注 TQM研修会とは、総合品質管理(「Total Quality Management」の訳語で、検査の精度のみでなく、機器整備、環境整備及び情報の正確性を保証し、受診者が安心して快適に受診できる総合的な管理をいう。)に係る研修会をいう。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

受診者サービスの向上を図る観点から、人間ドックに従事する職員に対する研修の在り方を検討したうえで、具体的な研修計画を策定し、体系的に研修を進めていく体制を構築されたい。

エ 受診者の確保に向けた努力はなされているか。

(ア) 分析

人間ドック受診者の状況は、表3のとおりであり、平成13年度から17年度にかけては2,700人台で推移しており、月別の状況では、毎年4月及び5月の受診者が少ない傾向にある。

(表3) 受診者数の状況

(単位:人)

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
受診者数 (指数)		2,730 (100)	2,770 (101)	2,728 (100)	2,771 (102)	2,780 (102)
月 別 内 訳	4月	84	49	67	67	56
	5月	101	96	70	56	80
	6月	311	292	298	320	295
	7月	291	331	296	284	269
	8月	277	252	203	201	191
	9月	298	326	344	347	362
	10月	336	378	358	342	360
	11月	314	322	303	331	337
	12月	229	212	240	231	210
	1月	181	187	190	211	212
	2月	167	177	208	210	212
	3月	141	148	151	171	196

こうした状況の下、平成18年3月に平成18年度から平成22年度までの5年間の経営健全化を図る計画として策定した「京都市立病院中期経営計画」(以下「中期経営計画」という。)においては、「適正な収入確保の取組」の具体的な項目の一つとして「人間ドックの受診者の確保」を掲げている。

そこで、次のとおり、受診者の確保に向けた取組の状況について検証を行った。

中期経営計画においては、「人間ドックの受診者の確保」について「各保険組合に対する働きかけを強め、受診者の確保を図ります。」と記載されている。

京都市立病院においては、健診センターを開設した平成4年度から各健康保険組合に対する働きかけを実施しており、平成17年度は平成18年1

月から3月までにかけて市内の4健康保険組合を訪問して、人間ドックの受診勧奨を行っている。

また、健康保険組合に対する働きかけ以外では、ホームページで人間ドックについて情報発信を行うとともに、地域医療連携の取組を進める中で地域の医療機関に送付している、京都市立病院の概要、診療内容等を紹介する冊子「京都市立病院診療概要」の中で人間ドックについて紹介を行っている。

しかしながら、これらは体系的に実施されているものではなく、中期経営計画策定後においても、具体的な取組項目や作業手順の設定に取り組んでいない。

また、訪問による健康保険組合への働きかけ以外に、現在20人としている1日当たりの受診者受入数の見直しなど、どのような取組が可能であるかどうかについても、具体的な検討をしていない。

以上の分析に基づき、以下のとおり、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点があった。

(イ) 監査の結果

中期経営計画において、「適正な収入確保の取組」の具体的な項目の一つとして掲げている「人間ドックの受診者の確保」について、速やかに具体的な取組項目及び作業手順の在り方について検討を行い、具体的な行動計画を策定したうえで、体系的な取組を進められたい。

オ 健康診断結果等の情報管理は適切になされているか。

(ア) 分析

健康診断結果は、健康状態や病気の有無等を含むもので、個人情報に当たるため、適正な管理が求められている。

そこで、健康診断結果等の情報管理について、検証を行った。

本市の病院事業については、京都市個人情報保護条例が適用されるものであるが、京都市立病院においては、平成17年4月1日、個人情報保護方針を制定し、個人情報の適正管理に努めることとしている。

これを受けて、健診センターにおいては、次のとおり、健康診断結果等の個人情報の管理を行っている。

a 健康診断結果を記載した健診カルテは、健診センター内の事務室及び

倉庫に保管している。

事務室は、受付カウンターの奥に位置し、午前8時30分から午後5時までの執務時間中は職員又は委託業者の職員が常駐しており、執務時間外は扉を施錠することとしている。

また、倉庫については、施錠し、必要な場合のみ開錠することとしている。

- b 健康診断結果については、コンピューターにより管理しているが、パスワードによるセキュリティ対策を講じるとともに、健康診断結果を管理するシステムは他のシステムから独立して運用しており、病院外及び病院内の他のシステムからはアクセスできないようにしている。
- c 健康診断結果は、おおむね受診後2週間から3週間後に本人あてに郵送するが、郵送に際しては、健康診断結果と封筒のあて名の照合を3人で行い、他人の結果が誤って送付されることを防止することとしている。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

カ 組織体制が確立しているか。

(ア) 分析

人間ドックは医療行為として行われるとともに、医師、看護師、臨床検査技師等さまざまな職種の専門職員がこれに従事することから、その実施に当たっては、明確な役割分担及び相互の連絡体制など、責任の明確な組織体制に基づいて実施する必要がある。

そこで、次のとおり、組織体制について検証を行った。

- a 人間ドック全般については、病院運営全体に係る事項の調整統括を担当する副院長のもと、健診センター部長（消化器内科部長兼職）が業務を調整統括している。
- b 人間ドックの実施体制は、医事課が受付、使用料の徴収等の事務を担当し、病院内の診療部門の各科課（診療科、看護科、臨床検査科、放射線技術科及び医事課）の職員が個別の健康診断業務を分担している。
- c 人間ドックの1日当たりの実施体制は、表4のとおりである。

(表4) 人間ドックの1日当たりの実施体制

区 分	標 準	婦人科半日ドック実施日 注
医師	6人	8人
内科	2人	2人
外科	—	1人
婦人科	—	1人
循環器内科	1人	1人
眼科	1人	1人
放射線科	1人	1人
病理科	1人	1人
放射線科技師	2人	3人
臨床検査技師	2人	3人
看護師	2人	3人
事務	3人	3人
保健師	1人	1人
合 計	16人	21人

注 婦人科半日ドックは、水曜日及び木曜日並びに6月から12月までの毎月第1及び第3金曜日に実施している。

なお、各職員は、看護師を除き、兼任であり、人間ドックを実施している時間帯において、必要な範囲で健康診断業務に従事している。

d 人間ドックの運営に関与している各科課によって健診センター業務委員会を設置しており、業務実績の報告及び分析、オプション検査等の新規事業の展開等、人間ドック事業に係る情報交換や事業の見直し点検を実施している。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

第3 看板等路上物件適正化事業（建設局）

1 事務事業の体系

京都市基本計画 第1章 安らぎのある暮らし

第3節 だれもが安心してらせるまち

4 歩いて楽しいまちをつくる

施 策	事 務 事 業		監査対象
	名 称	担当課	
歩く魅力のある まちづくり	歴史街道計画の推進	都市計画局 都市企画部 交通政策課	
	交通施設バリアフリー化施設 整備費補助	都市計画局 都市企画部 交通政策課	
	交通施設バリアフリー基本構 想策定業務	都市計画局 都市企画部 交通政策課	
	看板等路上物件適正化事業	建設局道路部 道路管理課	○
	通行支障柱移設	建設局道路部 道路管理課	
	交通安全施設等整備	建設局道路部 道路維持課	
	電線類地中化	建設局道路部 道路維持課	

2 事務事業の概要

事務事業名	看板等路上物件適正化事業
全体計画	市の管理する道路上の空間に突き出した看板、日よけ等（以下「看板等路上物件」という。）を対象に、道路法に基づく道路の占用の許可基準に適合する物件（以下「適合物件」という。）については占用の許可申請を、占用許可基準に適合しない物件（以下「不適合物件」という。）については改善、撤去をそれぞれ指導する。

平成 17 年度	当初予算	14,401,000 円（人件費を除く）
	決 算	11,493,605 円（人件費を除く）
平成 17 年度事業の概要		<ul style="list-style-type: none"> ○ 巡回調査による看板等路上物件の捕そく ○ 適合物件に対する占用の許可申請の指導 ○ 道路の占用の許可及び道路の占用料(以下「占用料」という。)の徴収 ○ 不適合物件に対する改善, 撤去の指導 ○ 道路の占用に係る道路法及び占用許可基準の啓発
平成 17 年度局運営方針での位置付け		<p>市民が「京都に住んでよかった」と実感でき, 「日本に京都があつてよかった」と日本そして世界の人々から思われるような社会資本の整備や維持管理を行う。</p> <p>3 まちづくりのビジョン</p> <p>(3) 歩いて楽しいまちをつくります</p>

3 監査の着眼点

- (1) 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。
- (2) 適正化事業の指導は, 公平かつ効果的に行われているか。
- (3) 適正化の目標を適切に設定しているか。
- (4) 調定した占用料は, 適切に収入されているか。
- (5) 測量業務の委託先への指導監督は適切に行われているか。

4 問題点

(1) 概要

おおむね適正に執行されていたが, 以下の事項について, 意見として付すべき問題点があった。

ア 意見

- (ア) 公平で効果的な事業にしていくための取組を進めるべきもの
 - (イ) 申請率の向上と改善, 撤去の促進に関する現実的な目標を設定し, 市民に分かりやすい事務事業評価となるように改めるべきもの
- (2) 着眼点別分析

ア 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

(ア) 分析

看板等路上物件適正化事業（以下「適正化事業」という。）では、道路法第32条に基づく占用許可、同法第33条に基づく占用許可基準の啓発、同法第39条及び京都市道路占用料条例（以下「占用料条例」という。）に基づく占用料の徴収等を行っている。

占用許可基準は道路法に基づく京都市道路占用許可基準に、占用料は占用料条例に、それぞれ、表5、表6のとおり定められている。申請から許可までの手続は、標準処理期間など行政手続法に基づき行っている。

占用の期間については、道路法施行令第9条の規定に基づく平成8年2月9日付け都市建設局長決定により、3年ごとに更新しなければならないと定めていることに従って事務処理を行っている。

（表5） 占用許可基準

区分	道路境界からの出幅	路面からの設置高
歩道	1.0メートル以内	2.5メートル以上
車道	0.7メートル以内	2.5メートル以上
	0.7メートルを超え1.0メートル以内	4.5メートル以上

（表6） 占用料の単価

（単位：円）

占用物件		商業地域	その他
上空看板 （表示面積1㎡当たり年額）	1面看板（平看板）	9,360	7,200
	2面看板（ちょうちんを含む）	7,020	5,400
日よけ（占用面積1㎡当たり年額）		1,900	

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

イ 適正化の指導は、公平かつ効果的に行われているか。

(ア) 分析

適正化事業は、看板等路上物件について、占用者からの自主的な申請がほとんどされていなかったことから、本市が全国の政令指定都市に先駆け

て、昭和 59 年度から道路管理課に非常勤嘱託員を配置して 3 年周期で市内の看板、日よけ等を巡回調査して捕そくし、適合物件については占用の許可申請を、不適合物件については改善、撤去をそれぞれ指導する事業として開始したものであり、適合物件の申請率の向上に加え、道路占用料収入が事業経費を上回るなど、開始当初は画期的な意義があった。なお、過去 3 年間の道路占用料収入と人件費を含む経費は表 7 のとおりであり、最近においても収入が支出を上回っている。

(表 7) 適正化事業の経費と収入の推移

(単位：千円)

区 分		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
道路占用料収入		131,841	126,625	122,311
経 費	事業費	7,862	12,403	11,494
	人件費	40,473	41,554	43,327
	合 計	48,335	53,957	54,821

巡回調査は、市街化区域及び一部の市街化調整区域を対象に、6 人の非常勤嘱託員によって、幹線道路、準幹線道路、その他の一般道路を、それぞれ 1 年かけて行っており、調査時に適合物件についての占用の許可申請を、不適合物件についての改善、撤去をそれぞれ指導しており、適合物件の占用の許可申請の指導に当たっては、占用者に申請書を手渡したうえ、申請に係る数量等について測量を業者に委託している。

対象区域の巡回調査が一巡する 3 年間での指導件数は、表 8 のとおりである。

(表 8) 指導件数の推移

(単位：件)

区 分	種 別	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
申請の指導	上空看板	2,864	3,213	2,984
	日よけ	1,791	2,227	1,729
	合 計	4,655	5,440	4,713
改善, 撤去の指導	上空看板	515	596	688

	日よけ	745	747	790
	置看板	962	1,131	991
	商品突出	208	317	245
	合 計	2,430	2,791	2,714

このように、適正化事業は巡回調査時の捕そく及び指導として行われており、巡回調査後の指導については実施されていない。

この巡回調査時の指導効果を見ると、以下のとおりである。

a 適合物件

適合物件については、平成17年度の申請済件数（新規及び継続の申請件数に、許可期間中の適合物件数を加えた数）は10,697件、申請率は38.9パーセントとなっており、対象区域を一巡する前の平成14年度の12,763件、41.7パーセントに比べて低下している。（表9）

（表9）平成14年度と平成17年度の適合物件の占用の許可申請状況の比較

注 適合物件数については各年度末の数値

（単位：件，％）

区 分	種 別	平成14年度	平成17年度
適合物件数	上空看板	21,015	19,019
	日よけ	9,579	8,477
	合 計	30,594	27,496
申請済件数	上空看板	9,648	8,176
	日よけ	3,115	2,521
	合 計	12,763	10,697
申請率（申請済件数/適合物件数）		41.7	38.9

b 不適合物件

不適合物件については、事業開始時の数値に対象区域を3年に分けて行っている巡回調査時に把握した数値を増減して件数を把握しており、許可対象外の種別である「置看板」や「商品突出」が把握されていないなど、正確なものではないが、平成17年度末の数値を対象区域を一巡す

る前の平成14年度末と比較すると、表10のとおり、ほぼ同じ数値となっている。

(表10) 平成14年度末と平成17年度末の不適合物件数の比較

(単位：件)

区 分	種 別	平成14年度末	平成17年度末
不適合物件数	上空看板	2,506	2,400
	日よけ	2,709	2,835
合 計		5,215	5,235

以上のように、適合物件、不適合物件共に、3年間での巡回指導による改善、効果は表れていない。

適正化事業は、3年間で対象区域を一巡する巡回調査により捕そく及び指導を行うという業務内容に照らす限りにおいては適切に行われているが、法令の遵守に加え行財政運営の公平性が厳しく問われている下においては、巡回調査時の指導に従った占有者のみに対して道路占用料を徴収し、また不適合物件の改善、撤去を含めて追跡していないことが、適正化の効果を限定的なものにとどめている。

さらに、適正化事業は、京都市基本計画に基づく体系において「歩く魅力のあるまちづくり」という施策を実現するための事務事業の一つとして位置付けられており、歩行者の快適性に影響を及ぼす不適合物件について、現状では、事務事業の目的との不整合が生じている。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

適正化事業は、看板等路上物件について、占有者からの自主的な申請を待つのではなく、全国の政令指定都市に先駆けて、本市の主体的な巡回調査により捕そくし、占有の許可申請又は改善、撤去を指導する事業として開始したものであり、適合物件の申請率の向上に加え、道路占用料収入が事業経費を上回るなど、開始当初は画期的な意義があった。

しかしながら、巡回調査による捕そく及び指導という業務内容に照らす限りでは適切に行われているとはいえ、行財政運営の公平性が厳しく問わ

れている下において、巡回調査時の指導に従った占有者のみに対して道路占有料を徴収し、また不適合物件の改善、撤去を含めて追跡しないことが、適正化の効果を限定的なものにとどめている。

さらに、適正化事業は、京都市基本計画に基づく体系において「歩く魅力のあるまちづくり」という施策を実現するための事務事業の一つとして位置付けられており、歩行者の快適性に影響を及ぼす不適合物件の減少が見られない現状では、事務事業の目的との不整合が生じている。

本市では、50年後、100年後の歴史都市・京都の将来を見据えた新たな景観政策が始まったところである。

看板等路上物件についても、京都の景観を構成するものとして適正化を促進していく必要があり、市民の期待に応えて事業効果を高めるため、現行体制の中でも業務内容を工夫し、一定の期間を適合物件の申請率の向上と不適合物件の改善、撤去の強化に充てるなど、公平で効果的な事業にしていくための取組を進められたい。

ウ 適正化の目標を適切に設定しているか。

(ア) 分析

適正化事業の事務事業評価の目標値は、事業を開始した昭和59年度からの巡回調査により捕そくした適合物件の合計数（平成17年度では75,882件）としているが、この数値は、平成17年度での適合物件数である27,496件と大きくかけ離れている。また、同年度末での申請率が38.9パーセントとなっていることを考えれば、現在の目標値は現実的とはいえない。

さらに、不適合物件の適正化数について目標値が設定されていないなど、市民の目から見た適正化の状況を反映した評価とはなっていない。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

事務事業評価における目標値は、当該事務事業の内容を反映し、かつ、実現が可能な数値を設定すべきであるが、適正化事業においては、評価時点での適合物件数に対して申請率を向上させる観点から設定するのではなく、適正化事業を開始した昭和59年度からの巡回調査により捕そくした適合物件の合計数が目標値であるとしている。

さらに、不適合物件の適正化数について目標値が設定されていないなど、市民の目から見た適正化の状況を反映した評価とはなっていない。

については、公平で効果的な事業にしていくための取組を進めることと合わせ、適合物件の申請率の向上と不適合物件の改善、撤去の促進に関する現実的な目標を設定し、市民に分かりやすい事務事業評価となるように改められたい。

エ 調定した占用料は、適切に収入されているか。

(ア) 分析

看板等路上物件に係る占用の許可の期間は3年間であり、占用料は、占用の許可を行った年度においては許可時に、次年度以降は6月末を納期として、それぞれ徴収している。

平成17年度の適合物件に対する申請済件数の割合は、38.9パーセントにとどまっているものの、調定件数に対する収入済件数の割合は、93.7パーセント、調定額に対する収入済額の割合は、96.3パーセントとなっている。

調定件数に対する収入済件数の割合を過去3年間で見ると、94パーセント前後で推移し、また、調定額に対する収入済額の割合では、平成17年度は前年度に比べて微増している。(表11)

(表11) 収入状況の推移

注 適合物件数については年度末の数値

(単位：件，%，円)

区 分		平成15年度	平成16年度	平成17年度	
適合物件数	A	29,005	27,956	27,496	
申請済件数	B	11,526	10,946	10,697	
申請率	B/A	39.7	39.2	38.9	
調定件数	上空看板	C	8,903	8,445	8,123
	日よけ	D	2,868	2,749	2,509
	合計	E	11,771	11,194	10,632
収入済件数	上空看板	F	8,373	8,047	7,641
	日よけ	G	2,641	2,510	2,322

	合計	H	11,014	10,557	9,963
調定件数に対する収入済件数の割合	上空看板	F/C	94.0	95.3	94.1
	日よけ	G/D	92.1	91.3	92.5
	合計	H/E	93.6	94.3	93.7
調定額	上空看板	I	123,461,000	117,167,000	113,012,000
	日よけ	J	14,814,000	14,134,000	13,131,000
	合計	K	138,275,000	131,301,000	126,143,000
収入済額	上空看板	L	117,304,000	113,019,000	109,149,000
	日よけ	M	13,778,000	13,105,000	12,279,000
	合計	N	131,082,000	126,124,000	121,428,000
調定額に対する収入済額の割合	上空看板	L/I	95.0	96.5	96.6
	日よけ	M/J	93.0	92.7	93.5
	合計	N/K	94.8	96.1	96.3

滞納整理の取組としては、現年度分は納期である6月末から約2週間後に督促状を、過年度分は毎年12月に催告状を、それぞれを送付している。

滞納整理状況の推移及び平成17年度における過年度調定分の収入状況は、それぞれ表12、表13のとおりである。

不納欠損処理は、道路法第73条第5項に基づき、最初の督促から5年間の経過し消滅時効が成立したものについて行っており、過去3年間を見ると、平成16年度において件数が大きく減少している。

一方、未収となっているのは、2,138件、2,426万円にのぼっているものの、過去3年間を見ると、未収の件数、金額共に減少傾向にある。

また、平成17年度における滞納分の1件当たりの調定額は13,172円であるが、前年度調定分の1件当たりの収入済額は60,224円となっている。これは、金額が多い滞納者に対して重点的に取り組んでいることによるものである。

(表 12) 滞納整理状況の推移

(単位：件，円)

区 分		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
調定額	(件数)	(3,424)	(3,012)	(2,866)
	金額	40,501,124	41,373,648	37,752,392
	(1件当たり)	(11,828)	(13,736)	(13,172)
収入 調定分	(件数)	(131)	(93)	(88)
	金額	2,939,485	5,347,699	5,299,712
	(1件当たり)	(22,438)	(57,502)	(60,224)
収入 済額	(件数)	(218)	(184)	(169)
	金額	3,716,112	6,370,601	6,388,390
	(1件当たり)	(17,046)	(34,622)	(37,801)
不納欠損額	(件数)	(807)	(564)	(559)
	金額	7,751,331	7,061,493	7,097,613
未収額	(件数)	(2,399)	(2,264)	(2,138)
	金額	29,033,681	27,941,555	24,266,389

(表 13) 平成 17 年度における過年度調定分の収入状況

(単位：件，円)

区 分		調定額	収入済額	不納欠損額	未収額
平成 12 年度 調定分	(件数)	(559)	(0)	(559)	(0)
	金額	7,097,613	0	7,097,613	0
平成 13 年度 調定分	(件数)	(651)	(19)	(0)	(632)
	金額	8,544,702	207,805	0	8,336,897
平成 14 年度 調定分	(件数)	(534)	(24)	(0)	(510)
	金額	5,306,971	470,563	0	4,836,408
平成 15 年度 調定分	(件数)	(520)	(38)	(0)	(482)
	金額	6,992,269	410,310	0	6,581,959
平成 16 年度 調定分	(件数)	(602)	(88)	(0)	(514)
	金額	9,810,837	5,299,712	0	4,511,125

合計	(件数)	(2,866)	(169)	(559)	(2,138)
	金額	37,752,392	6,388,390	7,097,613	24,266,389

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

オ 測量業務の委託先への指導監督は適切に行われているか。

(ア) 分析

委託業者に対しては、占有者の立会いの下で測量のうえ、占有者の情報、物件の写真、道路境界からの出幅等、占有の許可に必要なデータを提出させている。また、占有者の立会いでの測量が拒否された場合や測量時に占有者から聴取した意向など、測量時の記録については逐次報告させ、データの不備がないか確認している。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

第4 中京区における個性あふれる区づくり推進事業（中京区役所）

1 事務事業の体系

京都市基本計画 第3章 市民との厚い信頼関係の構築をめざして

第5節 個性を生かした魅力ある地域づくりを進める

施策	事務事業名	
	名称	担当課
魅力ある地域づくりの拠点としての区役所機能の強化	個性あふれる区づくり推進事業	文化市民局 市民生活部 地域づくり推進課

2 事務事業の概要

事務事業名	個性あふれる区づくり推進事業
全体計画	個性あふれる区づくり推進事業（以下「区づくり推進事業」という。）は、大区役所制を契機として、個性と魅力あふれる地域社会づくりを目指し、「区民ふれあい事業」、「区基本計画推進事業」、「わがまちいきいき活動振興事業」等の様々な事業を各区ごとに展開しているも

のである。

事業の目的は、区の課題やテーマを解決する手段として、区民とのパートナーシップ、区民自らの取組による事業展開を推進することにより、区の独自性を最大限に生かした個性と魅力ある地域づくりを行おうとするものである。

中京区においては、「中京区基本計画」の重点プロジェクトとして、特に、次の2事業を積極的に推進することとしている。

○ 「わがまち中京総点検」

中京区基本計画の推進組織である「中京未来委員会」（以下「未来委員会」という。）の部会である「優しさともてなしの心育むまちづくり推進協議会」（以下愛称である「はんなり中京推進会」という。）が行う事業であり、高齢者や障害者をはじめ誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、来訪者を受け入れるもてなしの心を育み都市型観光を推進することを目的として、平成16年度から実施している。

○ 「中京区にぎわいのあるまちづくり支援事業」（以下「まちづくり支援事業」という。）

地域及び中京区全体のにぎわいが実現されるとともに、パートナーシップのまちづくりを定着させることを目的として、区民が自主的に企画、運営し、かつ、継続性のあるまちづくりの取組に対し経費の一部を補助するもので、平成15年度から実施している。

平成17年度	当初予算	(わがまち中京総点検) 519,750円 (まちづくり支援事業) 850,000円
	決算	(わがまち中京総点検) 519,750円 (まちづくり支援事業) 783,750円

平成 17 年度事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ わがまち中京総点検 「はんなり中京マップ 二条城周辺」 (以下「はんなり中京マップ」という。)の作成 ○ まちづくり支援事業 応募団体数 12 のうち 8 団体を対象に支援
平成 17 年度区運営方針での位置付け	<p>区役所の改革に向けた取組 信頼される区役所を目指して</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中京区基本計画の推進

3 監査の着眼点

- (1) 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。
- (2) 事業効果について適切な評価を行っているか。
- (3) 事業の成果を有効に活用しているか。
- (4) 区役所と区民の役割分担は適切か。
- (5) 事業を行うに当たって区民のニーズを把握しているか。
- (6) 区民の事業への参加を推進しているか。
- (7) 中京区の特徴づくりに有効に寄与する内容となっているか。

4 問題点

(1) 概要

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、意見として付すべき問題点があった。

ア 意見

- (ア) わがまち中京総点検の取組を充実させ評価基準の作成に生かすなど、事業の効果を検証し評価するための仕組みづくりに着手すべきもの
- (イ) 支援の対象とされたまちづくりの取組に共通の確認事項を定めるなど、補助金交付の効果をとりまとめるべきもの
- (ウ) ホームページの内容の充実と併せて、区民による魅力ある地域づくりの機会をつくるなど、事業の成果の有効な活用に取り組むべきもの

(2) 着眼点別分析

ア 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

(ア) 分析

わがまち中京総点検及びまちづくり支援事業は、いずれも中京区基本計画に基づいた任意事業として中京区独自に行われているものであり、特に実施に当たり準拠すべき根拠法令等があるものではなく、また、事務の執行に当たり、法令等に抵触する事項はない。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

イ 事業効果について適切な評価を行っているか。

(ア) 分析

a わがまち中京総点検においては、事業効果の評価を取りまとめていない。

しかしながら、はんなり中京マップを事業主体であるはんなり中京推進会の役員を通じて地域の各種団体等に配布し、その際に把握した区民の声をはんなり中京推進会の会議で報告し、事業の成果や課題について意見交換を行うとともに、上部組織である未来委員会にその概要を報告している。これらの意見を踏まえて翌年度のはんなり中京マップを作成することとしており、成果や課題をまとめ、事業に生かそうとする努力は行われている。

b まちづくり支援事業においても、事業効果の評価を取りまとめていない。

まちづくり支援事業は、補助金の交付により効果を得ようとするものであり、支援の対象とされたまちづくりの取組（以下「対象事業」という。）の成果を確認することが重要である。

この確認は、実施団体からの報告書により行っており、必要に応じて区の職員が現場に出向いているが、確認の結果を取りまとめておらず、未来委員会に対しても報告していないなど、成果や課題を事業に生かしていくための取組がされていない。

区づくり推進事業は、区の独自性を最大限に生かした個性と魅力ある地域づくりを目的としているものであるため、中京区基本計画の重点プロジェクトとして推進している上記の2事業については、特に、区づくり推進事業の目的に照らした評価を適切に行うことが求められるが、当面、事業の成果や課題を今後に生かしていくための取組が必要である。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があっ

た。

(イ) 意見

- a 区づくり推進事業の目的は、区の独自性を最大限に生かした個性と魅力ある地域づくりであり、とりわけ中京区基本計画の重点プロジェクトとして推進しているわがまち中京総点検及びまちづくり支援事業については、区づくり推進事業の目的に照らした評価を適切に行うことが求められるが、2事業共に、事業効果の評価を取りまとめていない。

わがまち中京総点検については、はんなり中京推進会の会議で事業の成果や課題について意見交換を行い、今後の事業に生かそうとする努力は行われている。この取組を充実して2事業の評価基準の作成に生かすなど、事業の効果を検証し評価するための仕組みづくりに着手されたい。

- b まちづくり支援事業は、補助金の交付により効果を得ようとするものであり、対象事業の成果を確認し、その結果を取りまとめて成果や課題を事業に生かしていくことが必要であるが、取りまとめがされておらず、未来委員会にも報告されていない。

については、対象事業共通の確認事項を定めるなど、補助金交付の効果を取りまとめられたい。

ウ 事業の成果を有効に活用しているか。

(ア) 分析

- a わがまち中京総点検については、平成17年度の取組としてははんなり中京マップを20,000部作成し、はんなり中京推進会委員の所属団体に配布するとともに、区役所まちづくり推進課、元離宮二条城事務所及び京都市観光案内所のほか、二条城周辺の観光拠点、駅、ホテル等に窓口配布用として備え付けている。

また、はんなり中京マップの内容を中京区役所ホームページ(以下「区役所ホームページ」という。)に掲載することを予定している。

- b まちづくり支援事業については、活動報告書を200部作成し、区内行政機関、未来委員会の委員が所属する団体、対象事業の実施団体等に配布するとともに、平成18年4月17日から同月28日まで中京区役所内においてパネル展を開催し、活動内容を紹介したが、区役所ホームページには活動報告書の内容が掲載されておらず、対象事業の実施団体名及び

概要を一覧表で紹介するにとどまっている。

これは、中京区基本計画に定めた「区民の一人一人がまちづくりに力を発揮できるように、環境整備をすすめます。」としたまちづくりの目標に照らすと、事業の成果を区民に周知し参加等を促すための取組として十分とはいえない。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

まちづくり支援事業については、対象事業の詳しい活動報告が区役所ホームページに掲載されず、対象事業の実施団体名及び概要を一覧表で紹介するにとどまっており、中京区基本計画に定めた「区民の一人一人がまちづくりに力を発揮できるように、環境整備をすすめます。」としたまちづくりの目標に照らすと、事業の成果を区民に周知し参加等を促すための取組は十分とはいえない。事業の成果を有効に生かしていくため、区役所ホームページへの掲載内容を充実することと併せて、例えば、対象事業の実施団体のホームページにリンクを張りアクセスしやすくすることで、区民が対象事業にとどまらず、その実施団体の活動にも関心を持ち、魅力ある地域づくりを広げる機会をつくることなど、事業の成果を有効に活用する取組をされたい。

エ 区役所と区民との役割分担は適切か。

(ア) 分析

a 役割分担

中京区基本計画は、平成 37 年を目標年次とする「京都市基本構想」に基づき、平成 22 年を目標年次に全市的な課題と政策を体系化した「京都市基本計画」と相互に補完し合うものであり、中京区の個性や特徴を生かしながら、平成 13 年から平成 22 年までの 10 年間に、区民と行政の協力、役割分担の下に魅力あふれる中京区のまちづくりを進めていくための方策を示した計画である。この計画の推進のため未来委員会を組織し、その部会の一つとして、地域の各種団体等で活動している人で構成するはんなり中京推進会を置いている。

わがまち中京総点検及びまちづくり支援事業は、共にこの中京区基本

計画に基づくものであり、また、区民とのパートナーシップ及び区民自らの取組による事業展開を推進する観点から、これらの事業に区民による組織である未来委員会及びはんなり中京推進会が次のとおり参画している。

区役所は、未来委員会及びはんなり中京推進会の事務局として、会議の開催準備等の事務を行っている。

(a) わがまち中京総点検は、はんなり中京推進会が企画、運営しているものであり、はんなり中京マップの作成に当たっては現地調査やワークショップを含む8回の会議を開催し、完成後は未来委員会においてその成果を報告している。

(b) まちづくり支援事業は、区民が自主的に企画、運営し、かつ、継続性のあるまちづくりの取組を支援するものであり、未来委員会の意見を聞いて対象事業を選定している。

平成17年度には8事業の支援予定を上回る12事業の応募があり、区役所においては「中京区にぎわいのあるまちづくり支援事業補助金交付要綱」（以下「補助金交付要綱」という。）及び同取扱基準に適合するかの確認を行ったうえで、未来委員会に付議し、選定している。

b 経費負担

事業の実施に必要な経費の支出においては、わがまち中京総点検でははんなり中京マップの作成経費等について、まちづくり支援事業では対象事業に対する補助金のほか活動報告書作成経費等について、それぞれ本市が経費を負担している。

また、事業の運営等に携わる未来委員会及びはんなり中京推進会の役員の会議への出席は、無報酬で実質的にはボランティア参加であることから、必要以上に本市が経費を負担している実態は見られない。

さらに、まちづくり支援事業においては、補助金交付要綱及び同取扱基準により、補助金額は補助対象経費の2分の1以内で、かつ、限度額を10万円と定めているが、補助対象経費については事業の直接経費のみとするなど、適切に予算が執行されている。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

オ 事業を行うに当たって区民のニーズを把握しているか。

(ア) 分析

わがまち中京総点検及びまちづくり支援事業は、共に中京区基本計画の重点プロジェクトとして積極的に推進している事業であり、中京区基本計画の推進組織で地域の自治連合会等各種団体の代表者で構成する未来委員会が各事業に参画することにより、同会の委員が所属団体等を通じて把握した区民のニーズを各事業に反映している。

さらに、わがまち中京総点検においては、はんなり中京マップの作成に当たり、はんなり中京推進会が平成16年度に実施した「「まちで困ったこと」アンケート」の結果を生かしている。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

カ 区民の事業への参加を推進しているか。

(ア) 分析

a わがまち中京総点検については、平成18年3月14日に「はんなり中京マップ」の完成についての広報発表を行ったほか、市民しんぶん中京区版及び区役所ホームページに事業内容を掲載し周知を図っている。

わがまち中京総点検を企画、運営しているはんなり中京推進会は、地域の各種団体等で活動している人を委員としているが、「はんなり中京マップ」作成に当たっては、同会の委員のほか、身体障害者の団体や学生にも呼びかけ参加してもらうなど、より一層の区民参加に向けた取組を行っている。

b まちづくり支援事業については、対象事業そのものが区民参加によるものであり、また、対象事業の募集に当たり、区役所まちづくり推進課の窓口での募集ビラの配布と合わせて、市民しんぶん中京区版及び区役所ホームページへの掲載などにより広く周知を図っている。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

キ 中京区の特色づくりに有効に寄与する内容となっているか。

(ア) 分析

a 中京区基本計画での位置付け

中京区基本計画に掲げる「にぎわいのある中京」を実現するために、「全ての区民と来訪者に優しいまちづくり」としてわがまち中京総点検

が、「区民みんなが力を発揮できるように」としてまちづくり支援事業が、それぞれ実施されており、いずれも個性ある中京区のまちづくりを進めていく事業と位置付けられている。

b 中京区の特徴づくりへの寄与

わがまち中京総点検は中京区基本計画の推進組織の部会が企画，運営することにより，まちづくり支援事業は中京区民が自主的に企画，運営するまちづくりの取組に対し支援を行うことにより，それぞれ区民の自主的な活動を促進し中京区のまちのにぎわいの創出を行おうとするものであり，事業内容から見て，中京区の特徴づくりに有効に寄与する内容となっている。

以上の分析に基づき，着眼点に照らし，問題点はなかった。

第5 京都市青少年科学センター（教育委員会）

1 事務事業の体系

京都市基本計画 第2章 華やぎのあるまち

第1節 魅力あふれるまち

4 生涯にわたってみずからを磨き高める

施策	事務事業		監査対象
	名称	担当課等	
時代に応じた学習関連施設の充実	京都市青少年科学センター	教育委員会 青少年科学センター	○
	京都市生涯学習総合センター（京都アスニー）	教育委員会 生涯学習総合センター	
	京都市生涯学習総合センター山科（アスニー山科）	教育委員会 生涯学習総合センター	
	京都市図書館	教育委員会 中央図書館	
	京都市学校歴史博物館	教育委員会 学校歴史博物館	

2 事務事業の概要

事務事業名		京都市青少年科学センター
全体計画		<p>京都市青少年科学センター（以下「科学センター」という。）は、京都市青少年科学センター条例（以下「科学センター条例」という。）に基づき、科学者精神—科学的なものの見方、考え方、扱い方など「科学の方法」及びこれを活用する心構え—を体得した将来の市民を育てることを目的として運営されている。以下の3つの事業がその柱である。</p> <p>1 センター学習 市立学校の児童・生徒を対象に、実験室学習、展示学習、プラネタリウム学習、エコ学習などの学習指導を実施している。</p> <p>2 教員研修・学校支援事業 市立学校の理科担当教員の資質向上を図るため、実験や観察を中心として研修を実施している。 また、学校等の理科に関する取組に対して、講師派遣、教材貸出等の支援活動を実施している。</p> <p>3 市民科学事業 広く市民を対象に、科学の生涯学習を支援する事業として、展示場やプラネタリウムの一般公開をはじめ、特別展、市民サイエンス教室、市民天体観望会や子どものための講演会等の事業を実施している。</p>
平成17年度	当初予算	166,441,000円
	決算	165,008,371円
平成17年度事業の概要		<p>○ センター学習 市立の小学校5・6年生、中学校1年生及び高等学校定時制、総合養護学校のすべての児童・生徒並びに希望する市立の幼稚園・保育所の年長幼児、小学校4年生、</p>

	<p>中学校2年生の園児・児童・生徒を対象にした科学センターの諸施設を利用した理科学習</p> <p>○ 教員研修</p> <p>ふしぎ体験講座, 小学校観察実験講座, 理科おもしろ講座, 中学校観察実験講座, 夏季野外観察講座, 総合養護学校・育成学級理科講座, 学校等支援事業</p> <p>○ 市民科学事業</p> <p>展示場・屋外園・プラネタリウムの一般公開, 市民サイエンス教室, 子どものための講演会, 大人のための科学教室, 市民天体観望会, 理科研究採集相談会, 第10回京都サイエンスコンテスト, Go!Go!おもしろサイエンス, 第10回「青少年のための科学の祭典」</p> <p>○ その他</p> <p>21世紀の「理科」を考える京都市民会議, 「京都市科学系博物館等連絡協議会」の活動等</p>
施設の概要	(表14) 参照
平成17年度京都市教育委員会政策等推進方針での位置付け	<p>政策等推進方針</p> <p>3 創造的で個性豊かな子どもの育成</p> <p>(2) 「理科好きな子ども」が育つ環境づくりの充実</p>

(表14) 施設の概要

区 分	内 容
1 開館年月	昭和44年5月
2 所在地	京都市伏見区深草池ノ内町13番地
3 主な構造等	<p>面積 敷地面積 17,408 m²</p> <p>建築面積 4,820 m²</p> <p>総床面積 9,675 m²</p> <p>鉄骨・鉄筋コンクリート3階建, 鉄筋コンクリート5階建 学習棟, 事務棟, 展示棟, 特別展示棟, プラネタリウム (16</p>

	mドーム) 203 席 屋外施設 (岩石園, チョウの家, 温室, 植物教材園, カブトムシの家等)												
4 開館日	次の曜日及び期間を除く日 木曜日 (祝日の場合は翌金曜日) 12月26日から1月4日まで												
5 開館時間	午前9時から午後5時まで												
6 使用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>小学生</th> <th>中・高生</th> <th>大 人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入 場 料</td> <td>100 円</td> <td>200 円</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>プラネタリウム観覧料</td> <td>100 円</td> <td>200 円</td> <td>500 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>30人以上の団体については, 1割引</p>	区 分	小学生	中・高生	大 人	入 場 料	100 円	200 円	500 円	プラネタリウム観覧料	100 円	200 円	500 円
区 分	小学生	中・高生	大 人										
入 場 料	100 円	200 円	500 円										
プラネタリウム観覧料	100 円	200 円	500 円										
7 管理の形態	直接運営												

3 監査の着眼点

- (1) 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。
- (2) 施設の管理運営は施設の設置目的に合致しているか。
- (3) 施設は十分に利用されているか。また, 利用促進のための方策は採られているか。
- (4) 資料, 諸装置, 教材等の収集・管理及び展示内容の整備は十分に行われているか。
- (5) 科学センターボランティアの活用は図られているか。

4 問題点

(1) 概要

おおむね適正に執行されていたが, 以下の事項について, 意見として付すべき問題点があった。

ア 意見

- (ア) 幼稚園が行う団体観覧における引率者の入場料等の取扱いについて, 他の減免基準を踏まえ, 見直しをすべきもの

- (イ) 施設の敷地内禁煙を徹底すべきもの
 - (ウ) 施設が適切に管理されるよう点検を行い、改修計画を早急に策定すべきもの
 - (エ) 市民科学事業の内容を検証し、事業内容の充実に努めるべきもの
- (2) 着眼点別分析

ア 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

(ア) 分析

a 入場料及びプラネタリウム観覧料の減免手続

科学センターの事務については、科学センター条例及び京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則（以下「運営規則」という。）に基づき行われている。

入場料及びプラネタリウム観覧料（以下「入場料等」という。）については科学センター条例第3条で、入場料等を減額及び免除する場合とその割合については科学センター条例第4条並びに運営規則第2条及び第3条で、それぞれ規定し、さらに、運営規則に基づき具体的な減額・免除基準を定めている。

入場料等の減免を受けようとする者は、運営規則第4条の規定により、減免を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、教育委員会に提出する必要がある。これらの申請書を見たところ、幼稚園が行う団体観覧において、園児の入場料等は運営規則第2条の規定により免除となるが、引率者の入場料等について、減免の規定がないにもかかわらず、2分の1を減額していたものがあった。

b 科学センター施設の受動喫煙防止対策

本市では、心身ともに健やかにくらせるまち京都をめざして、平成14年3月「京都市民健康づくりプラン」を策定し、様々な取組を進めてきた。さらに、平成15年5月の健康増進法施行後において、平成17年3月に「京都市たばこ対策行動指針」（以下「指針」という。）を策定し、市民の健康を守り、たばこによる健康被害を減少させていくため取り組んでいるところである。

指針では、特に健康増進法第25条の趣旨に基づく受動喫煙の防止対策を積極的に推進しており、博物館、美術館等の文化施設においては、あ

らゆる年齢層の人が集まる施設であることから、空間分煙を実施し、建物内禁煙を目指すとしている。空間分煙とは、既存施設の場合には、隔離された喫煙場所（室）を設け、喫煙場所との空間を分割（分煙）することで、この場合には、十分な能力のある排気装置を設けるなど、たばこの煙やにおいが禁煙場所に流れ出ないように工夫する必要があるとしている。

科学センター施設の受動喫煙防止対策としては、建物内禁煙としているが、展示棟 1 階に設けた食堂内においては、収容席数 80 席のうち、一部に喫煙席を設置していた。喫煙席と禁煙席の間には仕切りがなく、たばこの煙は室内を移動する状態で、指針にいう空間分煙の対策も講じていなかった。

なお、市立の学校、幼稚園においては、平成 16 年 4 月から敷地内禁煙を実施している。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

a 入場料等の減免

幼稚園が行う団体観覧における引率者の入場料等について、減免の規定がないにもかかわらず 2 分の 1 を減額していたことについては、規定どおりの取扱いとしなければならないが、保育所が行う団体観覧においては、その引率者の入場料等を免除することとの均衡を踏まえ、幼稚園が行う団体観覧における引率者の入場料等の取扱いについて見直しをされたい。

b 科学センター施設の受動喫煙防止対策

科学センターは教育機関であり子どもの利用が多いことから、施設管理者においては受動喫煙の健康被害を十分認識し、防止対策は特段の配慮を持って積極的に推進するべきである。教育委員会所管の学校、幼稚園は既に敷地内禁煙を実施していることから、科学センターにおいても同様に、敷地内禁煙を徹底されたい。

イ 施設の管理運営は施設の設置目的に合致しているか。

(ア) 分析

a 開館時間

科学センターの開館時間は、午前9時から午後5時まで、休館日は木曜日（祝日の場合は翌金曜日）としているが、平成16年度から小・中学校の夏季休業中を無休開館とし、子どもたちが利用しやすい環境づくりに努めている。

b 施設の管理及び整備

施設の管理については、料金収納を含む管理全般を教育委員会事務局職員が担当している。昭和44年5月の開館以来、施設の管理をすべて直営としてきたが、多様化する市民の要望に応え、かつ、理科離れ・理科嫌いの風潮を払拭し、理科好きな子どもの育成に向けた斬新な取り組みを進めるためのネットワークや組織を臨機応変に構成、事業化するなど迅速な対応と効率的な運営を図ることを目的として、平成16年4月から、市民科学事業全般を財団法人京都市生涯学習振興財団に委託している。委託の主な内容は、展示場・プラネタリウム等の公開に係る事業、展示に関する企画、製作及び指導、展示品の管理、講演会・科学教室等の企画、実施等である。委託の効果について科学センターでは、年間経費の節減が認められたとしている。指定管理者制度の活用については、当該施設においてセンター学習等市職員が行うべき根幹業務が存在するため、制度対象外施設としている。

施設の整備については、開館以来、プラネタリウム棟の改修と福祉対応エレベーターの設置を行ってきたものの、展示棟、学習棟等においては大規模な改修を実施しておらず、現在のところ、中・長期的な施設整備計画は策定されていない。平成15年8月から11月にかけて実施した耐震調査において、学習棟4階の南北方向で耐震判定指標を下回り、コンクリート壁を補強するように診断されたが、まだ補強工事を実施していない状況にある。また、耐震診断では大規模な補強が必要とはされなかったが、展示棟の外壁に亀裂の発生やコンクリート壁のはく離、落下が認められたとしている。アスベストに係る調査は平成17年度に実施し、吹き付けアスベスト材については使用されている箇所がなく、問題なしと診断された。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があっ

た。

(イ) 意見

科学センターは、公共的な施設として、入場者が安全で、快適に過ごせる場所でなければならず、そのためには定期的に点検を行い、計画的に改修を行っていく必要がある。

昭和 44 年の開館以来、38 年を経過し、施設の老朽化が見られることから、適切に管理されるよう施設の点検を行い、改修計画を早急に策定されたい。

ウ 施設は十分に利用されているか。また、利用促進のための方策は採られているか。

(ア) 分析

a 市民科学事業参加者数

平成 17 年度の市民科学事業のうち、一般公開の展示入場者数は 89,460 人で、開館日 1 日当たりの入場者数は 290 人である。月別の入場者数では、最も多い 8 月が 18,015 人で、年間の入場者数の 20.1 パーセントを占めている。次いで入場者数の多い 7 月の 11,227 人と合わせると両月で 29,242 人となり、年間の入場者数の 32.7 パーセントを占めている。8 月については、休館日を設けず他の月より開館日数が多かったことも影響しているが、開館日 1 日当たりの入場者数を見ても 581 人と他の月を大きく上回っている。開館日 1 日当たり入場者数が最も少ないのは、12 月で 179 人、次いで 1 月の 185 人、4 月の 191 人である。展示入場者のうち 6 割から 7 割がプラネタリウムを観覧しており、この割合は、年間を通じ大きな変化は見られない。(表 15)

(表 15) 平成 17 年度月別入場者数

(単位：日，人，%)

区分	開館日数	展示入場者			プラネタリウム観覧者		土日無料対象児童・生徒(再掲)		
		人数	構成比	開館日 1 日当たり入場者数	人数	展示入場者に対する割合	入場者数	展示入場者に対する割合	対象日 1 日当たり入場者数
4 月	26	4,956	5.5	191	2,994	60.4	874	17.6	97
5 月	27	7,164	8.0	265	4,654	65.0	1,004	14.0	126

6月	25	5,353	6.0	214	3,530	65.9	945	17.7	118
7月	28	11,227	12.5	401	7,648	68.1	1,696	15.1	170
8月	31	18,015	20.1	581	12,224	67.9	1,217	6.8	152
9月	25	6,391	7.1	256	4,279	67.0	957	15.0	120
10月	27	9,295	10.4	344	6,524	70.2	1,217	13.1	122
11月	26	7,110	7.9	273	4,402	61.9	435	6.1	54
12月	21	3,756	4.2	179	2,641	70.3	584	15.5	73
1月	23	4,255	4.8	185	2,550	59.9	582	13.7	73
2月	24	5,054	5.6	211	3,007	59.5	742	14.7	93
3月	26	6,884	7.7	265	3,870	56.2	743	10.8	93
年度 合計	309	89,460	100	290	58,323	65.2	10,996	12.3	109
(再掲)		23,336	26.1	夏休み特別展 7/22～8/31					
		8,489	9.5	サイエンスコンテスト作品展 10/15～11/6					

過去5年間の展示入場者数を比較すると、平成14年度は86,273人で前年度比25.3パーセントと大幅に増加したが、これは平成14年4月1日から、完全学校週5日制が実施されたこと及びそれに伴い京都市内に住所又は通学先を有する児童・生徒の入場料等を土曜日及び日曜日は無料としたことによるところが大きいものと思われる。展示入場者数は、平成15年度に9万人を超えており、その後はほぼ横ばい状態で推移している。(表16)

(表16) 利用者数の推移

(単位：人，％，回)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
センター学習	48,883	47,091	47,916	40,258	40,237
対前年度増減率	-	△3.7	1.8	△16.0	△0.1
教員研修・学校支援等	5,302	3,999	3,288	5,096	10,049
対前年度増減率	-	△24.6	△17.8	55.0	97.2

市民科学事業	78,691	95,340	101,842	99,819	98,491	
対前年度増減率	-	21.2	6.8	△2.0	△1.3	
内 訳	展示入場者数	68,869	86,273	91,599	89,954	89,460
	対前年度増減率	-	25.3	6.2	△1.8	△0.5
	各種講座回数	41	34	28	35	39
	参加者数	4,325	3,800	5,034	3,871	2,873
	対前年度増減率	-	△12.1	32.5	△23.1	△25.8
	科学の祭典参加者数	5,121	5,063	4,847	5,865	5,920
	対前年度増減率	-	△1.1	△4.3	21.0	0.9
	視察者	376	204	362	129	238
	対前年度増減率	-	△45.7	77.5	△64.4	84.5
利用者数	132,876	146,430	153,046	145,173	148,777	
対前年度増減率	-	10.2	4.5	△5.1	2.5	
総利用者数(ホームページアクセス件数を含む)	152,752	178,964	220,740	198,015	211,647	
対前年度増減率	-	17.2	23.3	△10.3	6.9	

平成17年度の展示入場者の入場区分による割合は、小学生が33.8パーセント、中高生が3.4パーセント、幼児が17.6パーセント、一般が45.3パーセントであり、過去5年間ほぼ一定している。(表17)

(表17) 入場区分による入場者数の推移及び割合

(単位：人，%)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
展示入場者数	68,869	86,273	91,599	89,954	89,460
小学生	25,469	31,413	32,349	31,586	30,219
中高生	2,148	3,520	3,332	3,101	3,016
幼 児	10,859	13,658	15,166	14,717	15,743

	一 般	30,393	37,682	40,752	40,550	40,482
構成比	小学生	37.0	36.4	35.3	35.1	33.8
	中高生	3.1	4.1	3.6	3.4	3.4
	幼 児	15.8	15.8	16.6	16.4	17.6
	一 般	44.1	43.7	44.5	45.1	45.3

過去5年間の市民科学事業のうち各種講座等の参加者数は、平成15年度には5,034人を確保したが、以降は対前年度比20パーセント以上の減少となっている。平成17年度の参加者数は2,873人で、平成15年度と比較すると、2,161人、42.9パーセント減少しているが、これは、各種講座のうち市民天体観望会の参加者が1,991人減少したことによるもので、天文現象の内容が参加者数の増減に大きく影響を与えていると考えられる。講座の開催回数は平成15年度の28回に比べ、平成16年度は35回、平成17年度は39回と増加しており、内容についても大人のための科学教室を新設し、京都議定書発効記念講演会を開催するなど、参加対象の拡大や、時宜を得たきめこまやかな工夫をしているが、参加者数の増加につながっていない状況にある。(表16)

入場者の増加に向けた取組として、41頁の(ア)分析a開館時間の項で述べたように、平成16年度から、小・中学校の夏季休業中を無休開館とし、子どもたちが利用しやすい環境を整えるとともに、展示場の一般公開においては、土曜・日曜・祝日と学校休業日に、パソコンを使って実験や工作を行う「なるほど実験ランド」、液体窒素による低温の科学をテーマにした演示実験を行う「演示実験コーナー」、展示場や屋外園などで日替りの実験や演示・解説・工作を行う「おもしろランドコーナー」などを日に2回又は3回実施している。

プラネタリウムにおいては、平成17年度から新たに、幼児から小学生低学年向けに特別番組「ちびっこプラネタリウム」を月1回投映したほか、来館者の多い夏季には投映回数を増やしたり、通常の投映とは別にプラネタリウムの中で星座を探す練習ができる「プラネ星座教室」を季節ごとに実施していた。

その他、各種情報誌等に積極的に広報記事を掲載するなど、入場者の

増加に向けた取組を工夫し、実施していた。

b センター学習利用者数

センター学習は、京都市立の小学校5・6年生、中学校1年生及び高等学校定時制、総合養護学校のすべての児童・生徒を対象に科学センターで独自に開発した理科教材を使って、実験室をはじめとする諸施設を利用して学習指導を行い、科学者精神に触れ、その楽しさと心構えを体得させようとするものである。平成17年5月1日の教育調査統計数値と比較すると、利用学校数、利用人数から、センター学習利用率が極めて高いことがわかる。

近年では、平成14年度から、希望する学校の小学校4年生を対象としてセンター学習を開始した。また、平成16年度から、幼児向けのプログラムを新設し、京都市立の幼稚園・保育所の年長児も対象にした。中学校2年生については、従来、全生徒を対象として実施していたものを同年、希望制に変更したが、これに伴い、学習コースの選択ができるよう工夫している。

科学センターの開設以来続けてきたこのセンター学習が、38年を経過した現在、本市の小・中学校の学校行事に定着する一方、国内外の教育関係者からもユニークな教育活動として評価されている。特に、平成17年度においては、全国初の取組として、二足歩行型ロボット「 $\overset{\text{ア}}{\text{A}}\overset{\text{シ}}{\text{S}}\overset{\text{イ}}{\text{I}}\overset{\text{モ}}{\text{MO}}$ 」を活用し、科学センターで開発された教材と学習プログラムによる理科授業を展開したところである。平成16年6月に21世紀の「理科」を考える京都市民会議から市長に提出された提言「新しい時代にふさわしい「理科・科学」のあり方について」を受け、「理科好きな子ども」が育つ環境づくりの充実のために、科学センターの取組は重要な役割を担っている。

市立学校等のセンター学習利用者数は、表18のとおりである。

(表 18) センター学習利用者数

注 遠距離校は、全学年を対象に実施

(単位：校，人)

区 分		学校数	児童・生徒数
小学校	4年生希望制	56	3,221
	5年生	178	11,547
	6年生	178	10,843
中学校	1年生	78	9,974
	2年生希望制	20	1,852
	3年生遠距離校	4	6
総合養護学校		7	215
育成学級	小学校	161	601
	中学校	64	370
ふれあいの杜・洛風中		2	88
郁文中（二部学級）		1	33
高校（定時制）		3	146
幼稚園	年長児	29	697
予備学習	小2・中2	4	144
利用学習		20	500
合 計		805	40,237

(参考1) 教育調査統計（平成17年5月1日）

学校数	学年	児童・生徒数 注
小学校 183	4年生	11,155
	5年生	11,804
	6年生	11,102
中学校 81	1年生	10,022
	2年生	9,850
分校 1	3年生	10,243

注 児童・生徒数には、育成、二部学級を含む。

事務事業評価における業績評価の指標の設定に当たっては、他の政令指令都市の科学館とは、施設規模、内容の違いから、利用者目標設定に参考とすべきものがないとして、科学センターの利用者数全体を指標としている。目標値は、過去3年間の総利用者数の平均値としており、平成14年度から平成17年度までの総利用者数は、いずれも目標値を上回っていた。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

科学センター利用者のうち、センター学習の利用者は、義務教育課程の児童・生徒が中心であり、利用者数の大幅な増加は見込めないことから、展示入場者をはじめとする市民科学事業の利用者を増やすことが重要である。科学センターは教育機関であることから、その取組は、まずは教育、学習活動への支援を充実させるものでなければならないが、科学センターはまた、広く市民の科学に関する生涯学習を支援する役割も担っていることから、児童・生徒だけでなく幅広い年齢層にも働きかけ、新規利用者の開拓及び再来館者の確保に努めなければならない。

特に、市民科学事業においては、各種講座の参加者数が減少傾向にあるので、事業の内容を検証したうえで、事業委託の長所を活用し、市民科学事業全体の利用者数の増加に向けて、事業内容の充実に努められたい。

エ 資料、諸装置、教材等の収集・管理及び展示内容の整備は十分に行われているか。

(ア) 分析

科学センターでは、科学の原理・原則を理解することのできる展示品を約100点常設展示している。開館時からの展示品もあり、老朽化して、展示内容の新鮮さが薄れてきているものもある。一般的に博物館等における展示品の更新時期はおおむね10年といわれているとのことであるが、体験参加型の展示やコンピュータ制御による動作等を導入した展示などは、通常より短い周期で更新が必要となる場合も考えられる。

平成16年度及び平成17年度に行われた展示品の更新状況は表19のとおりである。2年間で計5点の展示品を更新しており、うち3点は基本ソフ

トウエアの更新である。

平成17年度の新展示品としては、チョウの生態をパネルや映像、模型、ジオラマ（情景模型）などを使って紹介する「チョウのふしぎ」を7月23日から公開した。

科学センターの事業展開については、所長、学術顧問等の意見を踏まえて、前年度末に事業の実施計画を立て、それに基づき各担当が具体的内容を立案し、事業ごとに決定している。展示品については、故障等が生じたそのつど、修理を行うなど対応している。

(表 19) 展示品の更新状況

更新年度	展示品名称	設置年度	更新内容
平成16年度	フーコーの振り子	昭和56年度	減衰防止装置
平成17年度	気象コーナー (気象観測機器)	昭和56年度	表示ソフト製作
	光のリズム	昭和63年度	解説板製作
	肺のふしぎ	平成7年度	表示ソフト製作
	推理ボックス	平成9年度	表示ソフト製作

センター学習の実験室学習のテーマと内容については、小・中・高等学校の理科担当教員等で構成する専門委員会と科学センターの職員が協議を重ね、1年間かけて開発しており、観察実験や科学工作に使用する教材、教具についても、科学センターで独自に開発したものを使用している。また、これらの教材・教具は、科学センター内での使用にとどまらず、市立の小・中学校等に貸出しを行っており、各校での理科観察実験教室など教育、学習活動の支援のため活用がされていた。

科学センターの職員は、教員研修の一環として、物理・化学・生物・地学の各領域の専門ごとにテーマを設定した共同研究を行っているほか、各個人が自らテーマを設定した個人研究を行っており、研究成果は、学術顧

問を交えて所内で発表会をするほか、独自に開発した教材、教具の内容と併せて「京都市青少年科学センター報告」として冊子にまとめ、市内の学校をはじめ、全国の教育センターに送付している。これらの研究開発は、全日本教職員発明展など各種科学系コンテストで受賞、また、独立行政法人日本学術振興会など各界の研究助成を受けるなど、高く評価されている。このように職員が独自に研究開発していることは、全国的にまれなことであり、科学センター開設以来、培われた研究開発能力は十分発揮されている。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

オ 科学センターボランティアの活用は図られているか。

(ア) 分析

科学センターでは、平成17年10月から、展示場や屋外園で、子どもたちをはじめとする来館者に展示品の解説や操作方法を説明するボランティアを受け入れている。活動期間は1年間で、事業の初年度である平成17年度においては、21人が登録した。1回の活動は半日単位で、平成18年9月までの1年間で、活動回数は延べ289回、ボランティア1人当たりの活動回数は1回から70回で、平均活動回数は18.1回であった。登録者のうち、1回も活動しなかった者が5人であった。活動には、交通費相当分として1回当たり500円分の図書券が支給され、他に自主研修の一環として、科学センターの展示場に入場することができるとされている。

ボランティアの活動に当たっては、事前に6時間程度の養成講座を実施し、展示内容や事業の概要、子どもとの接し方等について理解を深める講座を受講したのち、認定書を交付して活動に参加することとしている。登録後も、2箇月から3箇月に1度、1回2時間程度の研修会を実施するなど、ボランティアの資質及び能力の向上に努めている。平成18年度では、登録者は40人に増加した。ボランティアの活動などについては、市民科学事業の一環として、財団法人京都市生涯学習振興財団に委託している。以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

第6 京都市立小学校冷房化等事業（PFI事業）

1 PFI事業名

京都市立小学校冷房化等事業

注 ここでは、PFI (Private Finance Initiative) 事業とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）第2条で「公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるもの」と定義されている特定事業をいう。

2 本市におけるPFI事業の実施状況

事業名	特定事業の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)の公表日及び平成17年度末における主な実施状況	担当課等	監査対象
京都御池中学校・複合施設整備事業	平成15年5月15日 実施方針の公表 平成18年3月22日 竣工	教育委員会総務部 京都御池中学校・複合施設建設室	
京都市立小学校冷房化等事業	平成17年5月20日 実施方針の公表 平成18年3月17日 事業実施契約の締結	教育委員会総務部 教育環境整備室	○
京都市伏見区総合庁舎整備等事業	平成17年12月15日 実施方針の公表 平成18年2月13日 特定事業の選定	文化市民局 市民生活部 区政推進課	

3 PFI事業の概要

事業名	京都市立小学校冷房化等事業
目的	授業日数の確保の重要性が高まる中で、早期かつ同時期に、事業の経費の削減及び単年度支出の抑制を図りながら、夏季における普通教室の安全で快適な教育環境を実現する。
事業内容	冷房対応がされていない京都市立小学校 156 校の約 2,500 の普通教室等において、夏季の冷房及び冬季の暖房を行う空気調和設備（以下「空調設備」という。）を平成

	18年8月23日までに整備し、同月24日から平成31年3月31日までの13年間維持管理する。
PFI事業としての特徴	
事業範囲	設計、整備及び維持管理
施設の所有形式	施設整備後、所有権を移転し、維持管理を行うもの（いわゆるBTO（Build-Transfer-Operate）方式）
事業類型	サービス購入型（支払額のみにより事業資金を回収するもの）
支払方法	設計、施工、工事監理に係る費用（以下「初期費用」という。）の一部は事業初年度に一括払い、残り及び維持管理に係る費用は年度ごとに上期下期の2回に分けて24回の割賦払い
事業者選定方式	総合評価一般競争入札（一般競争入札の一つで、予定価格の制限の範囲内において、価格だけでなく、その他の条件も併せて地方公共団体にとって最も有利な提案をした者を落札者とするもの）
契約対象者	落札した企業又は企業グループ等が設立した当該PFI事業の実施を事業目的とする特別目的会社
PFI事業の導入による効果	
<特定事業の選定時>	
定量的な効果	財政負担額として約10パーセントの削減
定性的な効果	① 空調設備の一括早期導入、② 一括発注による効率化、③ リスク分担の明確化による安定した事業運営、④ 財政負担の平準化
<事業者の選定時>	
定量的な効果	財政負担額として約17億6千万円（約28パーセント）の削減、本市が負担することとなる空調設備の使用に係るエネルギー価格の提案として最高額と比較して12億5千万円安価

定性的な効果	事業計画，設備整備，維持管理等における本市の要求水準を超える水準
平成 17 年度京都市教育委員会政策等推進方針での位置付け	政策等推進方針 8 教育環境の整備 (1) 政令指定都市初 小中学校の全普通教室冷房化の推進 ～ 中学校については平成 17 年 8 月に完了。小学校は P F I 方法の導入によりコスト削減，設置期間短縮を図り，平成 18 年 8 月完了します！ ～
予算措置	平成 17 年度一般会計予算（平成 17 年 3 月 18 日議決） 第 3 条 債務負担行為 事項 小学校普通教室冷房化等事業費 期間 平成 17 年度から平成 30 年度まで 限度額 61 億円
選定事業者等 選定事業者 総合評価の得点 入札額（税抜き） 契約対象者 契約金額（税込み）	ダイダン・三機工業・扶桑管工業グループ（以下「ダイダン等グループ」という。） 964 点（配点 1,000 点） 4,412,898,000 円 P F I 京都スクールアメニティ株式会社（以下「スクールアメニティ」という。） 4,634,403,350 円
平成 17 年度の主な経過	平成 17 年 5 月 20 日 実施方針の公告 6 月 1 日 京都市立小学校冷房化等事業提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置 6 月 27 日 特定事業の選定の公告 6 月 30 日 入札の公告及び入札説明書の公表 8 月 8～12 日 参加表明書及び資格審査書類の受付 8 月 23 日 第一次審査（入札参加資格審査） 10 月 20 日 入札の実施（入札書及び提案書の受付）

	11月7,14日 第二次審査
	11月18日 事業者の選定, 公告
	11月22日 基本協定書の締結
	12月9日 スクールアメニティの設立
	平成18年2月6日 仮契約書の締結
	2月17日 契約議案の市会への提出
	3月17日 契約議案の議決, 契約書の締結

4 監査の着眼点

- (1) 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。
- (2) 市民ニーズの高い公共性のある事業を選定しているか。
- (3) 事業の選定に当たって、PFI事業としての実施により、効率的かつ効果的に行われることが、客観的な評価により見込まれているか。
- (4) 事業者の自主性及び創意工夫を尊重するための具体的な方策を講じているか。
- (5) 事業の実施に向けて、本市の役割が適切なものとなっており、リスクの分担等が明確になっているか。
- (6) 事業者の選定において、適正な競争が行われるよう、公平性を担保する具体的な方策を講じているか。
- (7) 事業者の選定は、客観的な評価基準に基づき行っているか。
- (8) 事業者の選定に当たって、民間の資金、経営能力及び技術的能力が十分に活用されることにより、効率的かつ効果的に事業が行われることが見込まれているか。
- (9) すべての事務の過程を通じて、市民に対する透明性を確保しているか。
- (10) 事業を実施するために設立された企業体は、法人格上の独立性を持っているか。また、複数の事業を実施している企業体が事業者となっているときは、PFI事業に係る経理をその他の部分の経理と区分しているか。

5 問題点

(1) 概要

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、意見として付すべき問題点があった。

ア 意見

- (ア) 総合評価一般競争入札の実施に関する学識経験者の意見の聴取について、その在り方が適切となるようにすべきもの
- (イ) 事業者選定から事業実施契約の締結までの間に事業計画の変更につながる事態が発生した場合の対応について、検討経過を明らかにするなど、適切に行うようにすべきもの
- (ウ) 事業者の選定に係る財政負担額の削減効果について、比較する対象を明確にし、適切に算定したうえ、市民に公表すべきもの
- (エ) 特定事業の選定に係る詳細な資料の公表について、適切な時期に公表すべきもの
- (オ) 事業者との間で締結された基本協定書及び契約書について、公表すべきもの

(2) 着眼点別分析

ア 事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

(ア) 分析

地方公共団体が実施するPFI事業については、PFI法等に基づき、同法第4条に基づき策定された民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を参考として実施することとされている。また、本市においては、京都市PFI導入基本指針（以下「基本指針」という。）を基本となる統一的な指針として実施することとされている。

以下において、着眼点に基づき、PFI事業の実施に至る手続及びそれに伴う事務に着目してその内容を見ていく。（参考2）

(参考2) 京都市におけるPFI手法導入に係る実施プロセスの各ステップの概要
 注 VFM (Value for Money) とは、支払に対して最も価値の高いサービスを提供するという考え方のことである。

ステップ		概要
1	事業の発案	各事業部局が公共サービスの現状、ニーズ、上位計画との整合性を確認しつつ、事業計画を策定
2	PFI手法導入の検討	ステップ1で策定された事業計画に対して、PFI手法の導入を検討 各事業部局が簡易な手法によりPFI導入の適

		性を検討し、適性があると判断された場合には、P F I 導入可能性調査を実施
3	実施方針の策定及び公表	ステップ2においてV F Mが生じる可能性が高いと判断された事業について、P F I 法に定める「実施方針」を策定し、公表
4	特定事業の選定及び公表	ステップ2における可能性調査の内容を精査し、より精度の高い手法を用いてV F Mを算定。V F Mが確認された事業をP F I 法に定める「特定事業」として選定、公表
5	民間事業者の募集、評価、選定、公表	「特定事業」について、民間事業者から事業提案を公募。一次審査において、民間事業者の実施能力及び事業に対する基本的な考え方等を審査し、一次審査通過者から事業提案を受け付け、二次審査を行い、優先交渉権者（落札者）を選定
6	契約の締結等	優先交渉者（落札者）と交渉し、詳細な契約を締結
7	事業実施の監視（モニタリング）	民間事業者が設計、建設、運営といった一連の事業を進めていく中で、本市が事業の監視（モニタリング）を行い、民間事業者が提供するサービスが、契約で定められた水準を満たさない場合には、民間事業者への支払を減額
8	事業の終了	契約に基づき事業の終了手続を行い、場合によっては、事業継続の可能性を検討

注 「京都市P F I 導入基本指針<概要版>」（第2章実施プロセス）から抜粋

- a P F I法の定義への対応関係を見ると、公益的施設である小学校を対象として、その管理者である京都市長が実施するものであり、空調設備の整備及び維持管理等を事業内容として、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで効率的かつ効果的に実施しようとするものである。

b PFI法では、事業実施に至る手続として、実施方針の策定、特定事業としての選定、民間事業者の選定等について定めており、それらの手続を見ると、次のとおりである。

(a) 実施方針の策定については、平成17年5月17日に実施方針を策定のうえ、同月20日に公表している。

なお、実施方針の内容については、PFI法第5条に基づき、特定事業の選定に関する事項をはじめとする8項目に基づいて策定しており、要求水準の考え方、予測できない事態により損失を及ぼす恐れのある不確定要素であるリスクの分担表を添付するなど、より詳細な情報の提供に配慮している。

(b) 特定事業としての選定については、平成17年6月22日に特定事業として選定したうえ、同月27日に選定における評価結果について公表している。

(c) 事業者の選定については、平成17年6月30日に総合評価一般競争入札を行う旨の公告及び入札説明書の交付の開始を行い、同年8月23日に入札参加表明者に対する入札参加資格審査を実施したうえ、同年10月20日に入札を実施し、審査委員会から答申された選定結果に基づき、同年11月18日にダイダン等グループを落札者に決定している。

なお、落札者選定基準については、入札説明書の別添資料としてあらかじめ示しており、事業者選定に関する客観的な評価の結果については、平成18年1月20日に公表している。

(d) 事業実施契約の締結については、平成17年11月22日に基本協定をダイダン等グループと締結し、入札公告等に基づいて事業を実施するために設立されたスクールアメニティと平成18年2月6日に仮契約を締結したうえ、市会の平成18年第2回定例会（2月17日開会）に契約議案を付議し、同年3月17日に可決されたことをもって契約の効力が生じている。

なお、スクールアメニティの株主構成については、会社設立後、本市が株式譲渡を承認しており、契約発効までの間に大きく変更している。

c 予算執行の手続の観点から見ると、長期間に及ぶ事業を想定し、平成

17年度一般会計予算において小学校普通教室冷房化等事業費として平成30年度までの期間で61億円を限度額とする債務負担行為を行ったうえ、入札公告をし、事業者選定及び事業実施契約締結を行っている。

- d 契約の手の続の観点から見ると、総合評価一般競争入札による契約としての公告については、入札公告と合わせて、あらかじめ策定した落札者選定基準を公告しており、あらかじめ聴取すべきとされる事項に関する学識経験を有するものの意見については、入札の実施に対して聴取するとともに、それとは別に、落札者選定基準及び事業者選定に関する意見等を聴取し、事業者提案を総合評価するための審査委員会を設置してそれぞれ聴取している。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

- a 総合評価一般競争入札に係る学識経験者からの意見の聴取については、地方自治法施行令において総合評価一般競争入札を行おうとするときにあらかじめ行うこととされており、基本指針では審査委員会を構成する本市職員以外の外部委員が当該学識経験を兼ねるものとしている。具体的な対応を見ると、契約事務所管部局において、総合評価一般競争入札の実施に当たり、審査委員以外の学識経験者からの意見の聴取を行い、適法な手続がされていたが、総合評価一般競争入札の実施を含む実施方針の決定が平成17年5月20日であるにもかかわらず、審査委員会の開催が決定後の同年6月2日となっており、事後に重複して意見を聴取することとなっていた。

今後、PFI事業を実施するに当たっては、総合評価一般競争入札の実施に関する学識経験者の意見の聴取について、契約方法の公平性及びその客観性を確保するとともに、PFI事業の透明性・公平性を維持するために設置される審査委員会の役割を踏まえ、当該意見の聴取の在り方が適切なものとなるよう取り組まれない。

- b 事業予定者である特別目的会社の株式譲渡については、基本協定書によると事前に書面による本市の承諾を得た場合を除くほか行わないとされており、特別目的会社として設立されたスクールアメニティの株主で

ある三機工業から全株を筆頭株主であるダイダンに譲渡することを仮契約締結前の平成18年2月2日に承諾していた。そこで、承諾の手続を見ると、入札時の提案において当該主要2社等の出資により財務及び事業実施体制の安定性を確保するとしていたことを大きく計画変更するものであるにもかかわらず、審査委員会を開催することなく、業務遂行等への支障の有無を審査委員会委員長に確認することにとどまっていた。また、当該承諾の決定書には、審査委員会委員長の確認内容や当該株式譲渡に伴う事業計画変更等の内容確認に対する考え方が示されていなかった。一方、基本指針においては、当該事例を想定した具体的な対応については示されていなかった。

今後、PFI事業を実施するに当たっては、事業者の選定から事業実施契約の締結までの間に事業計画の変更につながるような事態が生じた場合の対応について、事業実施の安定性及び当該変更に対する意思決定の透明性を確保する観点から、検討経過を明らかにするなど、適切なものとなるよう取り組まれない。

イ 市民ニーズの高い公共性のある事業を選定しているか。

(ア) 分析

PFI事業は、PFI法第2条によると、道路をはじめとする公共施設、庁舎等の公用施設、公営住宅をはじめとする公益的施設及びその設備等を対象とする建設、改修、維持管理等に関する事業とされており、事業の公共性については、PFI法第4条によると、基本方針の策定に当たって公共的施設等の整備等における公共性及び安全性（平成18年6月改正）の確保に配慮することとされている。また、基本方針では、前文において、「公共性原則」という表現でPFI事業が公共性のある事業を対象とすることを明記し、位置付けている。

以下において、着眼点に基づき、PFI事業の前提である事業の公共性とその必要性に着目してその内容を見ていく。

a 事業の内容を見ると、授業日数の確保の重要性が高まる中で夏季における普通教室の安全で快適な教育環境を実現することを目的として、冷房対応がされていない京都市立小学校156校の約2,500の普通教室等において夏季の冷房及び冬季の暖房を行う空調設備を平成18年8月23日

までに整備し、維持管理するものとされている。

- b 公共性を社会資本の整備という点から見ると、教育文化施設という公益的な施設の設備を整備するものであり、義務教育における教育環境の整備に関する事業であるため、広く市民への直接的なサービスの提供につながるものではないが、公共の利益につながる極めて公益性の高い事業である。
- c 事業の必要性という点から見ると、夏季において教育を実施するという新たな必要性が生じている一方で、文部科学省が定めた学校環境衛生の基準における教室等の空気の項において「最も望ましい温度としては、冬期では18～20℃、夏期では25～28℃であること。」を示していることから、早急な対応が求められていたといえる。
- d 教育環境における同一水準の確保という点から見ると、当初の計画では中学校と併せて平成16年度から5箇年計画で普通教室の冷房化を実施するとしており、資金の確保を含めた旧来の公共工事の実施手法では工期が長期間に及ぶことになっていたことから、学校間における教育環境の水準の相違を早期に解消することが課題であり、その解決が求められていたといえる。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

- ウ 事業の選定に当たって、PFI事業としての実施により、効率的かつ効果的に行われることが、客観的な評価により見込まれているか。

(ア) 分析

PFI事業を実施するに当たっては、PFI法第8条によると、特定事業としての選定が客観的な評価により行われることとされている。また、基本方針では、選定基準として、公共サービスが同一水準にある場合には公的財政負担の縮減が期待されること又は公的財政負担が同一水準にある場合には公共サービスの水準の向上が期待されることなどが示されており、公的財政負担とサービス向上との関係において評価すべきこととされている。さらに、具体的な評価方法としては、公的財政負担額は現在価値に換算し、サービス水準はできる限り定量的に評価するように示されている。

以下において、着眼点に基づき、選定方法及び選定基準、選定結果とその客観性並びに選定の手続に着目して、その内容を見ていく。

- a 特定事業の選定方法及び選定基準を見ると、実施方針において、従来の手法により事業を実施した場合と比較して、財政負担における効果又は公共サービス水準の向上が期待できる場合に選定することを示すとともに、具体的な選定基準としては、P F I法に基づく事業として実施されることによる定性的な評価、コスト算出による定量的な評価及び事業者に移転されるリスクの検討の3つの事項を評価して行うこととしている。
- b 選定結果を見ると、特定事業の選定の公表において、経費算出による定量的な評価とP F I方式により実施することの定性的な評価に基づき、総合的な評価としてそれぞれに効果が期待できることから、特定事業として選定することとしている。
- (a) 定量的な評価としては、本市が自ら実施する場合とP F I方式により実施する場合とで、経費算出の前提条件を示したうえで、年度別に算出した財政負担額を現在価値換算して比較した結果、事業期間中の財政負担額を約10パーセント削減することが期待できるとしている。削減効果の具体的な根拠となる記述を見ると、前提条件において、設計、施工、維持管理等に関する費用について事業者への一括発注により一定割合の縮減が実現できることを示している。
- (b) 定性的な評価としては、① 空調設備が一括、早期に導入できること、② 設計から維持管理までを一括実施することにより、効率化が期待できること、③ リスク分担を明確化することにより、問題発生時における迅速な対応が可能となること、④ 毎年一定額を支払うことにより、財政負担の平準化が可能になること、が示されている。①は当該事業に特徴的なものであり、②、③及び④はP F I事業の一般的な特性を確認したものといえる。
- (c) リスクの検討については、実施方針において本市と選定事業者の責任分担として「リスク分担表(案)」を示していたが、検討結果を定量的に評価することが困難なことから、定性的な評価として行うとしている。これは、直接的には、(b)の③の評価が対応すると考えられる。
- なお、平成16年度に京都市学校冷房化推進事業に係るP F I導入可能性検討調査を行っており、選定に当たっては、事業者からの意見聴取であるヒアリング等を含む当該調査結果が有効に活用されたものと考え

られる。

- c 選定の手続を見ると、平成17年6月17日に第2回審査委員会を開催し、特定事業の選定を議事項目としており、その審議後である同月22日に選定及び公告することを決定している。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

- エ 事業者の自主性及び創意工夫を尊重するための具体的な方策を講じているか。

(ア) 分析

PFI事業を実施するに当たっては、PFI法第3条に示された基本理念において、事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等を十分に発揮させるためには、事業者との責任分担の明確化、収益性の確保、事業者に対する関与を必要最小限のものとすることが必要であるとされている。また、PFI法第4条によると、基本方針を策定する際の留意事項として、特定事業の選定における事業者の自主性の尊重と事業者選定における民間事業者の創意工夫とが示されており、基本方針では、前文において、「効率性原則」という表現のなかで、「民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものである」として、効率性の前提となるものとしての認識が示されている。

以下において、着眼点に基づき、具体的な方策の有無に着目して、その内容を見ていく。

- a 事業者との責任分担の明確化について、事業条件の設定という観点から見ると、設備整備後に設備の所有を本市に移転すること及びエネルギー費用の負担を本市とすることなど、事業者の統制が及びにくい領域でのリスク負担が事業者に発生しないように留意し、より適切に統制できる範囲での創意工夫を求めるものとなっているとともに、使用エネルギーを特定しないことによりガス又は電気を主に用いた方式による競争を促した点で、より適切に事業者の創意工夫を誘導する枠組みを設定したものと見える。
- b 収益性の確保について見ると、落札者選定基準において、第二次審査で事業収支計画及び資金計画の妥当性に関する項目を審査することとし、具体的な提案書様式において、資金計画書及び内部利益率等を提出させ、

確認するとしていることから、事業を継続するのに必要な採算性及び運転資金の余裕度を評価し、企業として創意工夫する余地のある事業となっていることを確認しているといえる。

- c 事業者に対する関与を必要最小限のものとするについて見ると、次のとおりである。
 - (a) 事業者選定方法を見ると、PFI法第7条において、公募の方法等により選定するとされており、基本方針等を踏まえ、総合評価一般競争入札によることとしている。この方法は、予定価格の制限の範囲内の価格を示した者であって、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とするものであり、入札公告において、当該方法によること及び落札者決定基準を示すこととされているため、事業者に創意工夫を発揮させるのに適した方法といえる。
 - (b) 落札者選定基準について見ると、資格要件及び実績等を審査する第一次審査と入札価格及び提案内容を審査する第二次審査からなっており、特に、本市が負担することとしているエネルギー費用の総額を価格評価に加えるとともに、提案評価に関する審査項目及び審査のポイントを例示していることなどから、事業者に求める創意工夫すべき事項を具体的かつ明確に伝えることができおり、創意工夫に関する事業者間の競争が効果的に誘導されているといえる。
 - (c) 契約の対象となる事業内容の提示方法について見ると、実施方針においては参考資料として「要求水準の考え方」を示し、入札公告においては入札説明書の添付資料として「要求水準書」を示しており、いずれにおいても、具体的な仕様等を特定するのではなく、事業の業務執行について事業者に要求する業務水準を示す方法となっているため、事業者の創意工夫が発揮されることに留意した方法といえる。
- d 事業者からの意見を事業へ反映させる仕組みがあるかについて見ると、実施方針及び入札説明書に対して意見及び質問を受け付ける期間を設けており、かつ、現地見学の実施及びそれを踏まえた質問を受け付けることとしており、それらに基づき、変更を行うことを想定していたことから、具体的な提案内容にとどまらず、事業の在り方についての創意工夫

を促している側面も認められた。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

オ 事業の実施に向けて、本市の役割が適切なものとなっており、リスクの分担等が明確になっているか。

(ア) 分析

予測できない事態により損失を及ぼすおそれのある不確定要素であるリスクの分担については、基本方針において、想定されるリスクをできる限り明確にしたうえで、最もよくリスクを管理することができる者がそのリスクを分担するという基本的な考え方が示されている。また、事業破綻における公共サービスの提供の確保という点からは、事業継続が困難となる事由をできる限り列挙したうえで、とるべき措置について具体的かつ明確に規定することが示されている。

以下において、着眼点に基づき、リスク分担の明確さ及びリスク分担の具体的な内容に着目して、その内容を見ていく。

a リスク分担が明確になっているかを見ると、当初、実施方針において、適正なリスク分担を行うとの基本的な考え方を示したうえでリスク分担表(案)を提示していたが、それらを踏まえ、入札公告において、入札説明書の別添資料として契約書(案)を示し、その中で本市と事業者とのそれぞれのリスク負担を具体的に記述しており、最終的には、仮契約の締結及び契約の発効を経て内容が確定しているといえる。

b リスク分担の具体的な内容について見ると、契約書においては、事前調査から維持管理までの事業進ちよくの各段階に応じて業務と責任の所在を示すものとなっており、具体的に想定される設計変更、工期の変更、設備修繕等の事態を規定し、その費用負担等を示す形式となっている。

主な内容について本市及び事業者ごとに見ると、次のとおりである。

(a) 本市が負担すべき主なリスクについては、① 市立小学校の統合整備等による事業変更に伴うもの、② 校舎等の老朽化等による欠陥に係るもの、③ エネルギー単価及び空調設備の使用時間の変動によるコスト変動に係るもの、④ 維持管理費に係る物価変動などである。

(b) 事業者が負担すべき主なリスクについては、① 資金調達に係るもの、② 周辺住民対応に伴うもの、③ 施工中の安全管理（教職員の

安全管理の不備に起因するものは除く),④ 空調設備の性能の維持などである。ただし、空調設備の損傷については、当該損傷の責任を負うべきものの負担としている。

(c) 双方の責任に起因しない不可抗力による追加費用又は損害については、基本的には本市が負担するものとし、事業者の負担は空調設備の引渡し前と後とでそれぞれ初期費用相当額又は当該年度の維持管理費相当額の1パーセントを限度とするとしている。

c 事業の継続が困難となった場合の措置について見ると、契約の終了の取扱いとして、本市又は事業者による契約解除を事業進ちよくの各段階に応じて定めたうえ、市立小学校の統合整備による一部解除、任意の解除、不可抗力による解除等について規定しているとともに、事業者からの要請があった場合には、事業終了の際の事前通知又は協議に関する事項について融資機関との間で協議するとしている。また、その協議については、入札説明書においては、事業の継続をできるだけ確保する目的で融資機関と協議を行い、直接協定を結ぶことがあるとしている。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

カ 事業者の選定において、適正な競争が行われるよう、公平性を担保する具体的な方策を講じているか。

(ア) 分析

事業者を選定するに当たっては、基本方針の前文において、「公平性原則」という表現で「民間事業者の選定においては公平性が担保され」なければならないことを示しており、競争の前提条件として公平性の担保を位置付けている。また、より具体的には、「公平性原則」にのっとり競争性を担保しつつ、「透明性原則」に基づき手続の透明性を確保することに留意するように求めており、競争の前提条件としての公平性を透明性の確保と不可分の形で示している。

以下において、着眼点に基づき、入札参加資格、提案に関する条件及び方法並びに事業者に対する情報提供の状況に着目して、その内容を見ていく。

a 入札参加資格を見ると、次のとおりである。

(a) 入札参加事業者の制限を見ると、入札公告等では、専門的知識及び

経験に基づいて助言及び実務の支援を行うアドバイザー業務委託契約を本市と締結している者等及び審査委員会の委員の属する企業等と資本面及び人事面において関係がない者であることを示しており、専門的見地から助言協力する者及び審査する者との関係を制限することにより公平性を確保している。さらに、入札説明書では、入札において競争関係となったものは、お互いに建設工事の請負関係にならないように禁止しており、実質的な競争が担保されるように留意している。

- (b) 実績に係る要件を見ると、入札公告等では、施工、設計又は維持管理のそれぞれにおいて、室内機 15 台以上、かつ延べ床面積 1 千平方メートル以上の空調設備に関する一定の実績を示しているが、おおむね小学校 1 校程度の規模を想定したものであるため、協力会社を含む要件としては全体の事業規模と比べて過大な実績要件とせず、最低限度のものとするとの考え方により、入札参加機会の公平性を高めている。
- b 事業者からの提案に関する条件及び方法を見ると、次のとおりである。
 - (a) 提案における積算条件を見ると、入札価格の算定及びエネルギー費用について、入札説明書別紙、要求水準書等において、算定方法、算定額の構成範囲、割賦手数料の構成、基準金利、基準日等を指定しており、同一条件での比較が確実にできるようにしている。
 - (b) 提出書類の様式を見ると、入札提案書の添付資料として様式集を示しており、様式 1 から 54 までについて、書式サイズ、記入要領を示しており、点検すべき項目が漏れなく記載されるとともに、事業理念等については観点及び枚数の指定を行い、事業者が創意工夫すべき個別の提案に係る部分についてはテーマに関する視点を提示するなど、事業者間の提案の比較が容易にかつ同一条件で可能となるよう配慮しており、提案方法による不公平が生じないよう留意している。
 - (c) 提案書類に関する事業者からの発表であるプレゼンテーション及び意見の聴取であるヒアリングについて見ると、事前に対象者に対して通知したうえ、平成 17 年 11 月 14 日に実施しているが、事業者の順番は入札時のくじ引き結果によるものとし、動画、音楽等を使用することなく、大型スクリーン等への投影装置であるプロジェクターを用いて説明するものとし、1 者当たり、プレゼンテーション 15 分、質疑応

答 15 分と設定しており，時間，方法等を明確に定め，条件に格差がないように配慮している。

- c 入札公告後の事業者に対する情報の提供状況を見ると，次のとおりである。
 - (a) 直接的な情報提供の機会を見ると，入札説明会及び現地見学を実施しており，いずれも，申し込みのうえで参加が可能となっており，情報取得の機会の公平が図られている。
 - (b) その他の書面等のみによる情報提供の機会を見ると，入札説明書に関する質問及び現地見学を踏まえての質問について，期間を設定して受け付け，書面による回答を行っており，併せて当該の質問及び回答は事業所管部局のホームページにおいて公開しているため，特定の情報を特定事業者のみに提供することなく，必要と思われる情報を等しく提供するよう配慮している。

以上の分析に基づき，着眼点に照らし，問題点はなかった。

キ 事業者の選定は，客観的な評価基準に基づき行っているか。

(ア) 分析

事業者を選定するに当たっては，PFI法第8条によると，客観的な評価により行うこととされ，原則として価格，提供されるサービスの質等により行うとされている。また，基本方針では，公共サービスの水準等をやむを得ず定性的に評価する場合には評価結果の数量化により客観性を確保することが留意事項として示されている。

以下において，着眼点に基づき，選定方法，審査の構成，第二次審査の具体的な手続及び第二次審査の評価基準の客観性に着目して，その内容を見ていく。

- a 選定方法を見ると，入札説明書の添付資料として落札者選定基準を示しており，総合評価一般競争入札方式を採用し，資格及び実績といった事業遂行能力を確認する第一次審査を行ったうえ，第一次審査合格者を対象とした提案内容等を審査する第二次審査を行うこととしている。また，提案内容等の審査は審査委員会が行うこととしており，落札者の決定は審査委員会からの審査結果の答申に基づき行うこととしている。
- b 審査の構成を見ると，次のとおりである。

- (a) 第一次審査は、入札参加資格の有無を確認するためのものであり、資格審査として京都市競争入札参加資格の有無、事業実施のための資格等の有無並びに審査委員等との関係の有無を確認したうえ、実績審査としてあらかじめ示した設計、施工及び維持管理に係るそれぞれの実績を有するかを確認することとしている。具体的には、5企業グループから平成17年8月12日までに提出のあった資格審査書類等に基づき、契約事務所管部局において基本的な要件をそれぞれ確認したうえ、同月23日に開催された第3回審査委員会において、審査委員との関係がないことを確認し、同日に全ての者が入札参加資格を有しているものであることを決定している。
- (b) 第二次審査は、実質的な選定のための審査といえるものであり、入札価格が予定価格を超過していないこと及び基礎審査として要求水準を満たしていることを確認したうえ、提案内容等に関する審査項目に基づく審査を行い、入札価格及び提案書で示すこととされているエネルギー費用の価格に基づく定量的な評価と併せて、総合的な評価を行うこととしている。具体的には、契約事務所管部局において平成17年9月20日に入札予定価格を通知し、同年10月20日に入札書及び提案書を受け付けたうえ、第4回及び第5回審査委員会において事業者からのプレゼンテーション及びヒアリングを含む提案審査を行い、同年11月18日に審査結果を本市へ答申している。これらを踏まえ、本市は、同日に総合評価値が最も高かった者を落札者として決定している。
- c 第二次審査の具体的な手続を見ると次のとおりである。
- (a) 入札価格については、予定価格と比較した結果、いずれのグループも超過することはなく、失格となるものはなかった。
- (b) 基礎審査については、様式集による提案書類への記載事項に基づき、要求水準を満たしているかを確認するものであり、明らかに要求水準を満たしていないものや、要求水準を満たすことが確認できない記載のないものは失格とし、それ以外については基礎点の満点を付与することとしており、審査委員会事務局において確認し、全ての入札者が要求水準を満たしていることを平成17年11月7日に開催された第4回

審査委員会に報告し、承認を得ている。

- (c) 審査項目に基づく審査については、要求水準以上の具体的かつ優れた提案がされているかを審査し、基礎審査を踏まえて加点評価を行うものであり、あらかじめ落札者選定基準に示された審査項目に基づいて提案書を審査し評価するとともに、事業者へのヒアリングを行うことで総合的な観点からの評価を加えるものとされている。具体的には、第4回審査委員会で各委員が事前に審査した結果に基づき審査委員会としての各入札者に対する審査項目ごとの評価を行ったうえ、平成17年11月14日に開催された第5回審査委員会において事業者からのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、総合的観点からの評価を行っている。
- (d) 定量的な評価については、事業開始から終了までの経費であるライフサイクルコストに関する評価というべきものであり、入札価格及び提案書に示されたエネルギー価格に基づき、それぞれの金額をそのまま合算したうえ、落札者選定基準に示された算定方法により、点数化して評価をすることとなっており、事務局で算定し、審査委員会で確認されている。
- (e) 総合評価については、以上の評価結果を集計し、審査委員の確認を得て確定しており、審査結果として答申している。
- d 第二次審査の評価基準の客観性を見ると、次のようにいえる。
- (a) 全体的な評価の比較方法を見ると、全ての評価を点数化して行っており、定量的な評価である価格点を500点としたうえ、定性的な評価である基礎審査による基礎点350点に同じく審査項目に基づく審査による審査点150点を加え、合計で配点が1,000点となるようにしている。(参考3)

(参考3) 総合評価値の計算式

総合評価値	=	【提案内容評価の得点】	+	【ライフサイクルコストの得点】		
(満点1,000点)		(満点500点)		(満点500点)		
	=	基礎点	+	審査点	+	価格点
		(満点350点)		(満点150点)		(満点500点)

注 「京都市立小学校冷房化等事業 落札者選定基準」から抜粋

(b) 審査項目に基づく審査については、次のとおりである。

- ・ 評価基準を見ると、落札者選定基準において、事業計画、設備整備及び維持管理に総合的な観点を加えた4区分に合計12項目の審査項目を設定するとともに、項目ごとに3から6程度の審査のポイントを例示しており、審査の枠組みの明確化と審査評価基準の具体化により客観性を確保することに留意している。(参考4)

(参考4) 審査項目及び配点の概要

No.	審査項目	配点
■事業計画に関する項目		50
1	事業収支計画・資金計画の妥当性	10
2	リスク対応の確実性	10
3	事業計画・スケジュールの確実性	10
4	事業実施における推進体制、品質管理体制、安全管理体制の確実性	20
■設備整備に関する項目		60
5	空気調和設備の性能（快適性、操作性、安全性、柔軟性等への配慮）	20
6	学校間の立地特性・敷地特性等の違いや周辺地域に対する配慮	10
7	性能劣化・故障発生時の修理・更新時や、将来の学校施設改修・更新時におけるフレキシビリティへの配慮	15
8	環境負荷低減等、環境問題に対する設備整備上の配慮	15
■維持管理に関する項目		30
9	維持管理計画・維持管理体制の確実性・妥当性	10
10	エネルギー費用低減に向けた職員による効率的な機器運用や、効果的なモニタリングを行うための配慮	10
11	環境負荷低減等、環境問題に対する維持管理上の配慮	10
■その他に関する項目		10
12	(総合的観点等)	10
合計		150

注 「京都市立小学校冷房化等事業 落札者選定基準」から抜粋

- ・ 定性的な評価の数値化の方法を見ると、審査項目ごとに配点を行ったうえ、提案の具体性の有無及び提案内容の優れている程度による4段階のランク評価に基づき、得点を計算しており、客観化を図っている。(参考5)

(参考5) 評価ランクに基づく得点計算方法

評価ランク		得点
A	具体的に極めて優れた提案がある	当該項目の配点 × 100%
B	具体的に優れた提案がある	当該項目の配点 × 60%
C	具体的な提案がある	当該項目の配点 × 20%
D	特に提案がない	当該項目の配点 × 0%

注 「京都市立小学校冷房化等事業 落札者選定基準」から抜粋

- ・ 審査委員会としての評価の決定の方法を見ると、あらかじめ各委員が行った評価と評価すべき点等をまとめた評価ポイントとを踏まえ、審議を深めることで、審査委員会としての評価を確定していることから、評価の決定過程が客観的に明確となるようにしている。

- (c) 定量的な評価の評価方法を見ると、入札者ごとに入札価格と事業期間内の空調設備の運用に係るエネルギー費用の総額の合計を算定したうえ、合計額が最低となった者を満点の500点とし、その他の者の得点は、最低の者の合計額を自らの合計額で除して得た比率を500点に乗ずることで算出することとしている。(参考6)

(参考6) 第二次審査における定量的な評価の点数化

注 ライフサイクルコストの総額とは、入札参加者が提示する入札価格（初期費用及び維持管理費用の総額）及び事業期間内の空気調和設備の運用にかかるエネルギー費用の総額の合計をいう。

$$\text{価格点} = \frac{\text{最も低いライフサイクルコストの総額}}{\text{当該入札参加者の提示するライフサイクルコストの総額}} \times 500 \text{ 点}$$

注 「京都市立小学校冷房化等事業 落札者選定基準」から抜粋

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

ク 事業者の選定に当たって、民間の資金、経営能力及び技術的能力が十分に活用されることにより、効率的かつ効果的に事業が行われることが見込まれているか。

(ア) 分析

以下において、着眼点に基づき、総合評価結果に見られる特徴、落札者の提案内容等に基づく事業実施の見込み及び提供されるサービスの質の確保に着目して、その内容を見ていく。

a 総合評価結果の特徴から民間の資金や経営能力等が発揮されているかを見ると、次のとおりである。

(a) 総合評価値の分布を見ると、最高点が 964 点に対して最低点が 895 点であり、全てのものに 9 割程度以上の高得点が付与されており、民間の経営能力及び技術能力の活用に向け、全般的に高い水準での競争が行われたといえる。(表 20)

(表 20) 民間事業者の選定における総合評価結果

(単位：千円)

入札参加者名	大林組 グループ	きんでん グループ	ダイダン・三機 工業・扶桑管工 業グループ	大和工商 リース グループ	日立 プラント グループ
基礎点 (350 点) (要求水準 充足度)	350	350	350	350	350
審査点 (150 点)	98	114	114	116	88
価格点 (500 点)	447	469	500	435	475
入札額 (税抜)	4,883,405	4,431,734	4,412,898	4,038,382	4,516,742
エネルギー	1,297,487	1,460,130	1,114,749	2,309,387	1,296,952

価格（税抜）					
計	6,180,893	5,891,865	5,527,647	6,347,770	5,813,695
総合評価値 (1,000点)	895	933	964	901	913
総合順位	5	2	1	4	3

注 「京都市立小学校冷房化等事業の民間事業者の選定について」から抜粋

(b) 審査点の分布を見ると、配点に対する得点の比率は最高 77.3 パーセントから最低 58.7 パーセントとなっており、その差は 18.6 ポイントである（表 21）。極めて優れた提案がされたかという点で一定の開きがあったものの、全体としていずれも優れた提案があったものといえる。

(c) 価格点の分布を見ると、配点に対する得点の比率は最高 100 パーセントから最低 87.0 パーセントとなっており、その差は 13.0 ポイントである。また、入札価格については、本市の予定価格 58 億 900 万円と比べると、最高 84.1 パーセントから最低 69.5 パーセントとなっており、価格の競争性が発揮されたといえる。（表 21）

(表 21) 入札参加者の配点に対する得点の比率等

(単位：%)

入札参加者名		大林組 グループ	きんでん グループ	ダイダン・三機 工業・扶桑管工 業グループ	大和工商 リース グループ	日立 プラント グループ
配点に対 する得点 の比率	審査点	65.3	76.0	76.0	77.3	58.7
	価格点	89.4	93.8	100.0	87.0	95.0
予定価格に対する 入札価格の比率		84.1	76.3	76.0	69.5	77.8

また、入札価格とエネルギー価格の合計価格について、最低価格者を 100 として比較すると、最高が 114.8 パーセントであり、14.8 ポイ

ントの較差が生じている。その内訳を見ると、入札価格では、最高 88.3 から最低 73.0 と 15.3 ポイントの較差が生じているが、エネルギー価格では、最高 41.8 から最低 20.2 と 21.6 ポイントの較差が生じており、エネルギー価格の差が価格点に与えた影響が相対的に高いものになったといえる。(表 22)

(表 22) 入札価格とエネルギー価格の合計価格に関する最低価格者を 100 とした比較及び内訳

(単位：%)

入札参加者名		大林組 グループ	きんでん グループ	ダイダン・三機 工業・扶桑管工 業グループ	大和工商 リース グループ	日立 プラント グループ
入札価格とエネルギー価格の合計価格に関する比較		(11.8) 111.8	(6.6) 106.6	(0) 100.0	(14.8) 114.8	(5.2) 105.2
内 訳	入札価格	88.3	80.2	79.8	73.0	81.7
	エネルギー価格	23.5	26.4	20.2	41.8	23.5

b 落札者の提案内容等に基づく事業実施の見込みから民間の資金、経営能力及び技術的能力が十分活用されているかを見ると、次のとおりである。

- (a) 民間の資金の活用という点を見ると、直接的な資金は事業者の責任により調達するとされており、事業の枠組みとして、空調設備の設計、施工等の業務に関する初期費用相当額について、13 分の 5 を平成 19 年 5 月末までに一括支払いし、残りの 13 分の 8 を平成 19 年度から事業期間終了の平成 30 年度まで各年度で上期下期の 2 期に分けて支払うことにしているため、一定の財政負担の平準化が図られているものの、全額を対象としたものにはなっていなかった。
- (b) 民間の経営能力及び技術的能力の活用が具体的にどのように見込まれているかという点を、京都市情報公開条例第 7 条で事業者の正当な

利益を明らかに害することとなると判断されるものは非公開情報として公開しないと定めている趣旨を踏まえ、既に公開されている内容に限定して、落札者グループの提案内容から記述すると、次のとおりである。

- ・ 事業計画を見ると、事業期間中に十分な資金が確保されており、資金計画及びリスク対応の面で具体的な提案を行っている。
 - ・ 事業実施体制等を見ると、① 品質の管理については、先行8校による施工の標準化を行うとし、② 施工時期については、本格的な工事は夏休期間として教育現場への配慮を行うとし、③ その他では、アスベスト対策について具体的な手法を示している。
 - ・ 設備の性能を見ると、① 適正な配置方法については、教室の立地条件を36パターンで分析したうえ、適正能力機器を選定することとしており、② その他では、最新の高効率機器を採用することにより消費エネルギーの削減等を図るなどの考えを示している。
 - ・ 維持管理の計画及び体制を見ると、① 維持管理体制については、24時間遠隔監視システムによる稼働状況のチェックを行うこととし、収集したデータの分析に取り組むとともに、② 具体的な現場への対応については、一箇所の窓口で複数の用事を済ますことができるワンストップサービスによる効率的な窓口体制として24時間緊急窓口としており、③ その他では、環境問題に対する配慮として環境教育のための児童向けホームページを開設するなどの具体的な提案をしている。
- c 提供されるサービスの質の確保について、効率的かつ効果的に事業を実施する観点から見ると、要求水準の維持を含めた提案内容が担保される仕組みが必要であるが、モニタリングを実施しその結果によって支払額を減額する可能性があることを実施方針の段階から示しており、契約書では性能及び維持管理業務に関して具体的な減額方法を定め、指摘に基づき改善することを基本として、それらが履行されない場合に減額することで提案水準を確保することとしている。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

ケ すべての事務の過程を通じて、市民に対する透明性を確保しているか。

(ア) 分析

P F I 事業を実施するに当たっては、P F I 法第5条及び第8条によると、実施方針を策定した場合は速やかに公表するとともに、特定事業及び事業者の選定における評価結果を公表するものとされている。また、基本方針では、前文において、「透明性原則」という表現のなかで、「事業者の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されねばならない」として、情報公開を基本的な考え方とすることを示している。

以下において、着眼点に基づき、市民に対する情報公開の内容及び方法に着目して、その内容を見ていく。

a 市民に対する情報公開の内容を、P F I 法に示されるもの又は契約事務として必要なものに区分して見ると次のとおりである。

(a) P F I 法に示されるものを見ると、実施方針については平成17年5月20日に公表しており、特定事業の選定については同年6月27日に評価結果を含めて公表しており、事業者の選定結果については同年11月24日に総合評価結果を含めて公表したうえ、平成18年1月20日に当該評価結果の詳細を公表していることから、おおむね、事業の進捗よく過程を明瞭に示すとともに、行政判断に係る説明責任を果たすものとなっている。

ただし、特定事業の選定結果に係る詳細は公表しておらず、また、事業者の選定結果に示された財政負担額の削減効果の算定方法を見ると、特定事業の選定時点におけるものと一部で異なっていた。

(b) 契約事務として必要なものを見ると、事業実施方針において、入札方法、事業の枠組み、要求水準、リスク負担等に係る考え方を公表し、平成17年6月30日の入札公告後、入札説明書を公表して、提案書様式、要求水準書、基本協定書(案)、契約書(案)等を示しており、加えて、それぞれの段階での事業者からの質問等に対する回答を公表するなど、事業者の公募において、必要となる情報が順次公表されており、事業者選定の公平性及び透明性の担保という点でも、適切な情報公開が行われている。

b 情報公開の状況を方法別に見ると、市長による公告等として公表され

たもの及び事業所管部局のホームページで公表されたもの、広報資料としての公表等がある。

- (a) 市長による公告等として公表したものは、実施方針、特定事業の選定及びその評価結果、入札公告、事業者の選定結果、事業者選定の評価結果であり、PFI法及び京都市契約事務規則に基づき行われている。

なお、速やかに公表するとされている実施方針については、平成17年5月17日に決定したものを同月20日に公表している。

- (b) 事業所管部局の当該事業に係るホームページで公表したのを見ると、前項の内容に加え、審査委員会の設置、実施方針に関する質問及び回答、入札説明書、入札説明会出席企業一覧、入札説明書等に関する質問及び回答、入札参加資格の確認結果、現地見学等を踏まえた質問及び回答等が、順次、公表されており、市民が時系列的に事業の進捗よくを把握できることとなっている。また、事業者選定後の事業の進捗よくについても、市会における契約議案の議決及び空調機器の設置の完了等の情報を同ホームページで公表しており、市民への情報提供に留意したものとなっている。

ただし、基本協定及び契約書については、締結後の内容を公表していなかった。

- (c) 広報資料として発表されたのを見ると、実施方針の公表に合わせて平成17年5月20日に小・中学校普通教室冷房化事業の進捗よく状況を発表するとともに、事業者選定後の同年11月22日に事業者の決定、総合評価内容及び経過を発表していた。

以上の分析に基づき、以下のとおり、意見として付すべき問題点があった。

(イ) 意見

- a 事業者選定に関する客観的な評価結果として示された財政負担額の削減効果については、本市が自ら実施した場合の財政負担額とPFI方式により実施した場合の財政負担額を比較して算出しているが、後者の財政負担額を契約金額のみとしており、PFI方式において初期費用相当額の一括支払いの資金として活用することとしていた地方債の利息額及

びPFI事業者選定で契約したアドバイザリー契約に係る経費を含んだものとなっておらず、正確な比較といえなかった。

今後、PFI事業を実施するに当たっては、基本指針で公表している財政負担額の削減効果について、事業期間全体を通じた財政負担額の見込額という点から、比較する対象を明確にし、適切に算定したうえで、市民に対して公表されたい。

- b 特定事業の選定結果に係る詳細な資料の公表については、基本方針において、事業者選定への影響等に配慮しつつ、適切な時期に適宜公表することとされているが、財政負担額の見込みが削減の割合のみであり、金額を示していなかったことに加え、その後、詳細な資料の公表もしていなかった。

今後、PFI事業を実施するに当たっては、特定事業の選定に係る詳細な資料の公表について、選定結果の客観的な根拠を示し、選定経過の透明性を高める観点から、他の公共施設整備への影響等にも配慮しつつ、適切な時期に公表されたい。

- c 事業者との間で締結された基本協定書及び契約書の公表については、基本指針等で行うこととされており、契約上の秘密に関する情報、事業者の競争上又は事業活動上の地位その他の正当な利益を明らかに害すると認められる情報等を除いて行うべきであるが、行っていなかった。

今後、PFI事業を実施するに当たっては、締結された基本協定書及び契約書について、PFI事業に対する透明性を高める観点から、非公開とすべき情報を除き、公表されたい。

- コ 事業を実施するために設立された企業体は、法人格上の独立性を持っているか。また、複数の事業を実施している企業体が事業者となっているときは、PFI事業に係る経理をその他の部分の経理と区分しているか。

(ア) 分析

PFI事業を実施するに当たっては、基本方針の前文において、「独立主義」という表現のなかで、「事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されなければならない」として、事業者の主体に関して実質的な独立性が確保されていることを基本的な考え方とすることを示している。

以下において、着眼点に基づき、事業実施者の法人格上の独立性及び事業に関する経理区分に着目して、その内容を見ていく。

- a 事業実施者の法人格上の独立性について見ると、実施方針の段階から選定事業者が出資、設立した特別目的会社を商法に定める株式会社として設立して事業契約することとしており、落札者との間で事業契約の締結に向けて結んだ基本協定書に基づき、平成17年12月9日に落札者の企業グループの出資によりスクールアメニティを株式会社として設立していることから、法人格上の独立性が確保されているといえる。
- b 事業実施者の事業に関する経理区分について見ると、定款において、京都市立小学校冷房化等事業に関する、空調設備の設計業務、施工業務、工事監理業務及び維持管理業務並びにそれらに附帯する一切の業務を営むことを目的としており、当該PFI事業の実施を目的とし、それ以外の事業を行うこととしていないため、経理上で他の事業との区分が不明確となることなく、独立性が確保されているといえる。

以上の分析に基づき、着眼点に照らし、問題点はなかった。

(監査事務局第二課及び同事務局第三課)